H-20096-02 令和2年9月10日 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映状況表 (R2/08/27)

○7月30日コメント

第3次設工認(第2回補正及び第3回補正)事実確認事項(個別事項)

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-1	【共通部分の再確認(追加連絡)】 ・(2)新規制基準に係る最後の設工認申請において、加工事業変更許可申請書に基づく設計として、申請される	拝承。 分割申請する設工認申請書には、設工認申請書ごとに「加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況」(第3次設工認の場合は添付書類1の添1表2(P359~P417))を添付し、申請する全ての建物・構築物及び設備・機器の申請状況を管理する。また、当該施設に求められる安全機能は当該設工認申請書の仕様表に記載し、当該設工認申請書では適合性確認できずに次回以降の設工認で適合性確認する安全機能は当該仕様表の別表に記載することにより、最後の設工認申請までに全ての安全機能を網羅できるように管理している。この管理状況は、設工認申請書ごとに「本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果」(第3次設工認の場合は添付書類2の添2表1-1及び添2表1-2(P441~P443))及び「本申請書の対象とする施設に係る加工施設の技術基準に関する規則への適合性確認結果(適合性確認完了時)」(第3次設工認の場合は添付書類2の添2参考資料1(P538~P540))を添付し一覧できるようにしている。		
5-2	業許可で示した計算書を適正化したとの説明があった	事業変更許可申請書からの変更については、添1参考資料2等で明確にしている。また、これらの変更が事業変更許可申請書で示した基本方針に沿ったものであることを示している。 今後の申請においては、ご指摘のとおり申請時に変更点を明確	_	_

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-3		新検査制度として新たに追加された品質保証計画書の改訂内	_	_
	質管理関係の確認)】(4-65) P555~	容は、現行の保安規定に基づく品質保証計画書の下部規程に展		
		開するものであり、現行保安規定と齟齬を生じない改訂内容で		
	証計画書が改訂されているが、保安規定は変更されてい	ある。		
	ない。現行保安規定と齟齬はないか。	that a second factor to the control of		
5-4	1,1-1,1	QAP5.5.1 で規定する保安規定第16 条の組織(図3)、責任・	_	_
	織(図3)、責任・権限は、現行保安規定の内容に沿っ	権限は、現行保安規定の内容に沿ったものである。		
	たものか。			
5-5		基準及び関連標準は、添付書類3の「設計、工事及び検査の業	_	_
		務フロー」の表形式において、「実施内容(設計、工事及び検査		
	_ , , , _ , , , , , , , , , , , , , , ,	に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)」		
	いて説明すること。	の欄の中で「関連する社内手順」に挙げた「調達管理基準(基		
		保-022)」及び「調達管理要領(要保-095)」が該当する。これ		
		らの文書において規定する管理方法のグレードとして、品質管		
		理基準規則解釈第34条で示されている一般産業用工業品は		
		グレード C に相当するものであり、調達物品等の使用までの間 の適切な管理方法を定めることとしている。		
5-6	(4 102) ま 2	の週切な官姓方法を足めることとしている。 第 1 加工棟は 1-5 通り A-B 通り間が部分的に鉄筋コンクリー		
5-6	(4-103) 表3-1-1-4の角孔方向の保有が平断力 が補正前から変更になっている理由を説明すること。		_	_
	が補正削がり変更になり(いる埋田を説明すること。 	「こ間建てこなってあり、同間の保有が平間力を計算している。一方、竜巻荷重と保有水平耐力を比較する際には、建物全		
		体としての総保有水平耐力の合計と比較を行うが、当該 RC2		
		階建て部分の両方を合計に加えるのは保守的ではないため、保		
		有水平耐力が小さい2階だけを合計に加えて 7192 kN として		
		いた。		
		第3回目の補正において、建物が倒壊に至る本来の意味での保		
		有水平耐力については、1階が層崩壊となった場合が妥当だと		
		考え、2階の保有水平耐力を合計値から引き、1階の保有水平		
		耐力を合計に加えたことから、その差分である約 2600 kN 程度		
		が増加している。		
5-7	●粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型に係る核燃料物質の臨界	粉末・ペレット貯蔵容器I型の臨界防止の単一ユニット及び複	_	_
	防止について	数ユニットについて、臨界安全評価は既認可からの変更はな		
	・単一ユニットの核的制限値は既認可から変更がない	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	のか、新たに設定するものか、見直しするものかが申請	なお、粉末・ペレット貯蔵容器I型の適合性の説明は次回以降		
	書で読み取れないので、説明すること。今後の申請にお	の設工認申請対象とした。		
	いては、申請書において明確にすること。			

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-8	・「核燃料物質の臨界防止」については、新規制基準で	粉末・ペレット貯蔵容器I型は改造や核的制限値の見直しがな	_	_
	技術基準の要求内容に変更がないことから、設備・機器	く、変更が生じるものではない。当該設備に係る単一ユニット		
	の改造や核的制限値の見直しがなければ変更が生じる	及び複数ユニットの既認可番号は、いずれも平成 17・04・28 原		
	ものではないので、既認可から変更がないのであれば、	第6号である。		
	申請書において変更がないことをトレースできるよう、			
	既認可の認可番号を記載するなどして、明確にするこ			
	と。			
5-9	・複数ユニットについては、第二領域については次回以	複数ユニットのうち、第二領域については別表へ-3-2-2	_	_
	降申請で適合性の確認をするもの、第2-1領域につい	において次回以降申請で適合性の確認をするものであること		
	ては第1次設工認申請で審査済みであることから、本申	を明確にしている。また、第2-1領域については第1次設工		
	請で審査するものはないということで良いか。本申請の	認申請で審査済みであることから、本申請での審査対象ではな		
	審査対象がないのであれば、申請書において明確にする	V,		
	こと。			
5-10	●建物・構築物の地盤・耐震関係	【5-46】でまとめて回答する。	_	_
	・(P637) 防護壁における耐震、竜巻の影響評価におい			
	▼ て杭の固定度を 1.0 として評価していることから杭頭			
	に曲げモーメントが生じるので、基礎板の断面算定結果			
	への影響を説明すること。			
5-11	・ (P22) 技術基準に基づく外部衝撃による損傷防止の	第1加工棟の北側前室撤去は、事業許可に示した第1加工棟の		添1表参2へ(P428~P433)
	仕様として、旧前室の撤去を記載しているが、どのよう	耐竜巻補強の一つである外扉の閉止工事に伴って、2つの前室		
	な考え方で整理しているのか。	を撤去することにしたものである。この変更は、第1加工棟が		
		設計で想定する竜巻に耐える設計とするとした事業変更許可		
		申請書に記載した基本方針から変更するものではない。		
5-12	・(P21) 第1加工棟においてもスクリューパイル EAZET	第1加工棟については、支持層までの間に高止まりが懸念され		_
	の増設があるが、高止まりは問題ないか。	るような締まった層厚の厚い粘土層が存在しないため、施工可		
		能であると考えている。		

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-13	●附属書類7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理	第1加工棟建物改造により、保管廃棄設備第4-1廃棄物貯蔵	_	_
	に関する説明書関係(P755~)	室 廃棄物保管区域、保管廃棄設備第4-8廃棄物貯蔵室 廃		
	・添1参考資料2 (P429)で、加工事業変更許可申請書で	棄物保管区域、保管廃棄設備第4-9廃棄物貯蔵室 廃棄物保		
	第1加工棟の最大保管廃棄能力を小さくしているが、	管区域の最大保管廃棄能力を見直した。しかし、見直しに伴う		
	「附属書類 7 周辺環境における公衆の外部被ばく管理	第1加工棟全体の最大保管廃棄能力は加工事業変更許可申請		
	に関する説明書」(755~)では、ガンマ線源について加	書で示した値に変更はなく、被ばく評価におけるガンマ線源は		
	工事業変更許可申請書に示した最大保管廃棄能力に見	加工事業変更許可申請書に示した最大保管廃棄能力としてお		
	合う放射性廃棄物を保管廃棄するものとした計算モデ	り外部被ばく評価に変更はない。		
	ルから変更ないと説明している。本申請で認可を受けよ	また、核燃料物質の貯蔵施設についても、同様に加工事業変更		
	うとするモデルのガンマ線源 (最大保管廃棄能力) をど	許可申請書に示した最大貯蔵能力の値をガンマ線源としてい		
	のように設定したのか説明すること。今後申請予定の核	る。		
		以上から、外部線量評価の線源としては、事業変更許可申請書		
	蔵量を変更する予定がある場合の遮蔽計算の取扱につ	から変更はない。		
	いて説明すること。			
5-14		周辺監視区域境界における実効線量の評価地点は、図7-1に	_	付属書類 7 4 . 2 (3)
		示す15地点で実施しており、事業変更許可申請書(頁6-13 添		(P817)
	の算出地点を 13 地点と説明しているが、図7-1で	6 口(二)の第6図)での評価と同じである。		
	は、15 箇所となっている。実際の計算モデルがどのよ			
	うになっているのか説明すること。			
5-15		ガイドに基づき、主要部材(厚さ)の公称値及び安全機能を有	_	図ペー I − 1 (P69)
	全機能 (P450~)	する部位の性能が技術基準規則に適合することを確認した値		図ペー I − 2 (P69)
	・表中の各部位について、主要部材(厚さ)の公称値**			図ペー2-1-10~図ペー
		主要部材(厚さ)の公称値は、建物仕様表の変更内容欄に記載		2 - 1 - 1 8
		$ $ の図 $^{-1}$ -1、2で示し、設計確認値は添2表 1 -3-1、 $ $		添2表1-3-1 (P455~
	参考に記載すること。	2の建物の各部位が有する安全機能に整理している。		P465)
				添2表1-3-2 (P466)

○8月7日コメント

第3次設工認 (第2回補正及び第3回補正) 事実確認事項 (個別事項)

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-16	【工事工程表】 P261~ 工事工程表の工事の時期を実態に合わせて見直 すこと。	拝承。 別添Ⅱの記載を見直す。		別添Ⅱ 工事工程表(P267~ 270)
5-17	十分に支持することができる地盤に設ける設計とする」	今回の申請には、屋外に設置する設備・機器はない。なお、防護壁 防護壁 No.1 は屋外に設置する構築物として地盤の設計を記載している。また、遮蔽壁 遮蔽壁 No.1、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 は第1加工棟と構造的に独立していることから地盤の設計を記載している。	_	_
5-18	40 mにする旨を記載しているが、許可申請書の基本的	許可申請書 P5-114 の(3)火災感知設備及び消火設備に関する安全設計(ii)消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ)(a)屋内消火栓、屋外消火栓に、「消防法に基づき(中略)第1加工棟には屋外消火栓を設置し、」と記載しており、配置図をP添5別チ-15に示している。配置図中の円は、数値を記載していないが、半径40mで屋外消火栓からの距離を示したものである。消防法施行令第19条第3項の1に、屋外消火栓は建築物の各部分からホース接続口までの水平距離が40m以下となるように設けること、と規定されており、それに基づいたものである。消防法施行令第19条第3項の1に基づいて有効半径40mの消火栓を設け、配置図に示すように第1加工棟を包含する設計とすることを明確にする。	_	表へ-2-1火災等による損傷の防止 (P24) 図リ-4-1-5 (P252)
5-19	【第1加工棟】 ・ケーブル貫通部の延焼防止用の耐熱シールについて 規定されている建築基準法施行令の条項番号を記載す ること。	拝承。 建築基準法施行令第百十二条第 20 項に基づくことを仕様表に 記載する。		表へ-2-1火災等による損傷の防止 (P27)
5-20	業変更許可及び設工認における要求事項が消防法や建	拝承。 他法令による基準により安全を確保し、許可段階で当該設備・機器の設計が他法令の基準による基本的設計方針を示しているものについては、当該基本的設計方針に基づく法令の技術基準等の条項番号を記載する。	_	

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-21	【屋外消火栓】		_	六、加工施設の変更の理由
	P401 添1表2において、消火栓の管理番号が1基ずつ	適合性確認を受けるための施設の管理番号付与の仕組みにつ		(P6)
	識別されているが、設工認申請における施設名称が識別	いて、従前より、自動火災報知設備(感知器)、通信連絡設備		表リー1-2 (P208)
	されていないので、各消火栓の番号と位置を照合確認で	(放送設備(スピーカ))、非常用照明、誘導灯、消火器、消火		表リー4-1 (P220)
	きない。本申請で認可を受けようとする消火栓 No と管	栓等の建物の付属設備に対しては、管理する内容に応じてまと		と関係個所
	理番号が識別可能となるよう記載すること。	まりを持たせている。消火栓の場合は、屋内と屋外の別、仮移		
		設と本設の別で区分している。したがって、消火栓1台ごとに		
		管理番号を付けることはしていない。しかしながら、今回のよ		
		うに、管理番号を付与する範囲にある消火栓の数と本申請で認		
		可を受けようとする範囲の消火栓の数が一致しない場合には、		
		申請対象の識別(特定)ができなくなる。この対策として、従		
		前の管理番号付与の仕組みは維持しながら、添1表2において		
		当該施設の管理番号の範囲に含まれる消火栓の消火栓番号を		
		明記することにより、管理番号と消火栓番号のリンクを明確に		
		し、さらに、その旨を申請書の入口である別紙において当該施		
		設の変更内容に注釈することとする。また、本考え方を整理す		
		るに当たって、「機能・性能に係る事項を含む設備・機器の設		
		工認申請については、位置、構造・強度と機能・性能に係る事		
		項を、可能な限り同一時期に申請すること」にも配慮する申請		
		内容とするため、当該屋外消火栓の変更内容を「一部移設」か		
		ら「仮移設」に変更し、すべての屋外消火栓を第5次申請で適		
	Note a large las	合性確認することとする。		
5-22	【第1加工棟】		_	表へー2-1 加工施設への
		不法侵入の記載を見直す。第1加工棟本体の設計で担保する事項(コングルート院・対京祭)は仕様表に記載し、控制中で		人の不法な侵入等の防止(P24)
		項(コンクリート壁、鉄扉等)は仕様表に記載し、施設内共通の東原(14世界の変製祭)し合われて落合性な説明され		添付書類2 加工施設への人
	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	の事項(入域時の確認等)と合わせて適合性を説明する。		の不法な侵入等の防止(P494)
	工施設に危害を与える恐れがある物件が持ち込まれる			図へ-a-1-6 (P58)から注
	ことを防止するために講じる措置について、加工事業変			書き削除
	更許可申請書に記載した方針を踏まえ、核物質防護の観点によりの意見で記載した方針を踏まえ、核物質防護の観点により、関すりに対している。			
	点にも留意して記載すること。出入り管理装置等の設備			
	については、その位置を図面等に示すこと。			

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-23	【第1加工棟】	図へ-2-1-35-2は、改造する扉と改造しない既設扉の	_	図 $\sim -2-1-35-1$
	・P108 図へ-2-1-35-2のタイトルが、「第1	両方を記載しているため、図のタイトルを見直す。		(P108)、図へ-2-1-35
	加工棟改造構成扉配置図、建具表2」となっている。安	既設の扉については、申請書本文に記載しており、新規制基準		-2 (P109)
	全機能を有する扉で、改造しない既設の扉があるか。既	で求められている安全機能は添2表1-3-1にて整理し、現		添2表1-3-1(P455~)
	設の扉がある場合、申請書本文(仕様表、図面等)に記	地調査及び関係書類により適合していることを確認している。		
	載漏れがなく、新規制基準で求められる安全機能をどの			
	ように確認し、適合性をどのように評価しているか説明			
	すること。改造しない壁、扉等で、安全機能を有する部			
	位の申請漏れがないか、再確認すること。			
5-24	【粉末・ペレット貯蔵容器】	本申請においては、撤去のみとして、引き続き使用するものの	_	表へ-3-2 変更内容
		申請及び適合性確認については、第5次設工認(本設備を使用		(P46)
		する第1-3貯蔵棟の申請を予定)にて行うこととする。		
	て、設置場所、臨界防止、溢水防護等の技術基準に基づ			
	く仕様が網羅された記載となっていない。本申請で600			
	個のうち 480 個を撤去する工事のみを対象とする場合、			
	申請書(P4 の表)から削除し、仕様表、その他適合説			
	明の記載についても削除すること。			
5-25	【防護壁 No. 1】	図リー3-1-2について、コンクリート充填扉の主要構造部	資料 5-25	1, ,,
	P236 図リー3-1-2 防護壁 No.1 仕様 :	が分かるように記載する。		$-1-8$ (P244 \sim P246)
	・充填扉の耐震設計、耐竜巻設計で考慮している主要構			
	造部設計がわかるように記載すること。			
5-26	【防護壁 No. 1】P212~ 防護壁 No. 1(耐震関係)	コンクリート充填扉は自主的に設置するものとして、鉄筋コン	資料 5-26	耐震計算書 No. 1-3-2(P653~
		クリート造部分に作用する地震力算定用の重量として考慮し		P669)
	るが、コンクリート充填扉の耐震設計について、耐震第			
	1類の地震力がどのように働くか説明すること。また、			
	地震力が発生する場合、加工規則第6条の自重及び地震			
	力(第1類)が作用した場合に耐える設計について説明			
- 05	すること。	[m-7		
5-27	【防護壁 No. 1】P212~ 防護壁 No. 1(耐震関係)	拝承	_	表リー3-1地震による損傷
	・評価の結果、耐震強度を確保するための構造及び主要			の防止(P214)
	な構造材については、認可申請書の仕様表及び図面等の			
	認可申請書本文に記載すること。			
5-28	【防護壁 No. 1】P212~ 防護壁 No. 1(耐震関係)	【5-26 と同じ】	_	_
	・地震力が発生しない場合、添付説明書で地震力が作用			
	しない理由を記載し、説明すること。			

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-29	【防護壁 No. 1】P212~ 防護壁 No. 1(耐竜巻関係)	コンクリート充填扉は自主的に設置するものとして、設計竜巻	資料 5-29-	竜巻計算書 No. 1-2-2 (P724)
	・防護壁 No.1 は竜巻荷重(F1/F3)に耐える設計と	による受風面積に考慮し、飛来物が衝突した場合の水平貫通限	1	竜巻計算書 No. 2-2-2 (P756)
	しているが、コンクリート充填扉の耐竜巻設計につい	界厚さ以上の厚さを確保するとしていたが、当該コンクリート	資料 5-29-	
	て、竜巻による風荷重がどのように働くか説明するこ	充填扉の風圧力に対する強度評価も記載することとする。	2	
	と。また、充填扉に竜巻荷重が作用する場合、加工規則	また、F3 竜巻による風圧力に対しても同様に強度評価を記載		
	第8条 (更なる裕度の場合 F3 竜巻荷重) の耐竜巻設計	することとする。		
	について説明すること。			
5-30	【防護壁 No. 1】P212~ 防護壁 No. 1(耐竜巻関係)	【5-29 と同じ】	_	_
	・防護壁 No. 1 のコンクリート充填扉に竜巻荷重が作用			
	する場合、評価の結果、耐竜巻強度を確保するための構			
	造及び主要な構造材については、認可申請書の仕様表及			
	び図面等の認可申請書本文に記載すること。			
5-31	【防護壁 No. 1】	防護壁 No. 1 の地上部は東側壁、扉、西側壁からなる構築物で	_	図〜-2-1-53 (P127)
	P126 図へ-2-1-53 直接ガンマ線の評価で考慮	あるため、それぞれで設計確認値を記載する。		
	した壁厚等 : 防護壁 No.1 の壁厚が (35 mm) が 2 か所			
	に記載されているが、許可申請書に記載した防護壁			
	No.1 と No.2 の厚さを記載しているのであれば、扉の			
	壁厚(設計確認値)についても記載すること			
5-32	【防護壁 No. 1】	防護壁 防護壁 No.1 を防護対象施設として、火災源や爆発源	_	別表リー3-1-3 (P219)
		からの離隔距離と危険限界距離、危険限界距離の記載を追加す		
	対する設計仕様が記載されていない。離隔距離が危険距	る。		
	離(危険限界距離)以上離れていることを確認している			
	が、申請書で確認できない。図面等で、火災・爆発源と			
	防護対象建物等の離隔距離を明記し、防護対象または			
	対象外であることがわかるようにすること。			
	防護壁 No. 1 を外部火災・爆発に対する防護対象施設と			
	しない場合、その理由を説明すること。			
5-33	【防護壁 No. 1】	【5-32 と同じ】	_	_
		その他同様の設計仕様がないか、申請書全体を確認する。		
	撃による損傷の防止			
	・防護壁に求められる安全機能として、森林火災・外部			
	火災に耐える設計であることが求められている場合、申			
	請対象として、当該設備の設計仕様を仕様表に記載する			
	こと。同様の記載漏れ(申請漏れ)がないことを、申請			
	書全体を確認すること。			

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-35	【防護壁 No. 1】			別表リー3-1-3 (P219)
	P214 防護壁 No.1 仕様表(森林火災、外部火災)の欄	防護壁 No.1 は、核燃料物質を内包する施設ではないが、核燃		
	外(9) 「防護壁 No.1 は第1加工棟に隣接しており、第	料物質を内包する第1加工棟の竜巻防護のための施設である		
	1加工棟に対する評価に包含できる。」と記載している	ことから、外部火災に対する防護設計が必要な施設として整理		
	点について、仕様表に該当する安全機能に対する設計仕	する。防護壁 No. 1 の外部火災影響評価を行って、火災源や爆		
	様を具体的に記載すること。そのうえで、技術基準適合	発源からの離隔距離と危険限界距離、危険限界距離の記載を追		
	性の評価(説明)については、添付資料に記載し、説明	加する。		
	すること。			
5-36	【防護壁 No. 1】	工事の計画は施設の仕様ではないので記載を見直す。	_	表リー3-1 加工施設への
	P213 表リー3-1 防護壁 No.1 仕様 : 加工施設への			人の不法な侵入等の防止
	人の不法な侵入等の防止			(P215)を"—"とする。
	・[9.1-B1]の仕様として工事の計画が記載されている			
	ため、記載内容を見直すこと。			
	【他にも、同様の記載が数か所あるので、併せて見直す			
	こと。】			
5-37	【防護壁 No. 1】	拝承。	_	添2表1-3-2(P466)
	・コメント 5-25~5-36 を踏まえ、添 2 表 1 - 3 - 2 の	確認の上、適正化する。		
	遮蔽壁 No. 1 の各部位が有する安全機能 (P461) におい			
	て使用する「◎」、「○」の意味を再確認し、表中の記載			
	が正確に記載し、説明すること。他の建物・構築物の各			
	部位についても求められる安全機能に対する設計に漏			
	れがなく、記入されるよう再確認すること。			
5-38	【設備・機器の耐震関係】	輸送容器は、安全機能を有する施設であるが、事業変更許可申	_	添1表参2へ(P434)
		請書 P65 に記載のとおり他の規則に基づいた安全の高いもの		
		を用いる前提としており、また P37 に記載のとおり輸送容器自		
	は、耐震重要度分類第3類相当の固定措置・・」を記載			
	しているが、第3類相当の固定措置を「その他許可で求			
	める仕様」とした根拠について、事業許可の記載箇所と			
	の整合性も含め説明のこと。(P532 添付書類 2 (その他	" · · · · · ·		
	許可で求める仕様) [99-F5] 輸送容器の第3類相当の			
	固定措置による転倒防止の記載も同様)	第六条への対応でなく、許可で求める仕様として整理してい		
		る。		

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-39	「輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器の固定措置に関する基本方針」転倒評価の結果から「1 段置きで管理」 (直置き)とあるが、事業許可では「第3類相当の固定措置を講じる」と記載されている。整合性について説明のこと。 また、付属書類の転倒評価で、設備・機器の設計用地震	事業変更許可申請書 P37 に示した固定措置は、上記【5-38】に記載のとおり移動防止を目的としたものである。そのため、必ずしもガイド、ストッパ等ハード的な措置によるものではなく、転倒しない輸送物を1段置きで管理するソフト対策も含むものとして整理している。 輸送容器は、鋼材による落下試験等にも耐える頑強な構造をしているため、剛構造として地震力を設定している。保守的に柔構造とみなして地震力を 0.4G に設定しても安定モーメントが転倒モーメントを上回るため、転倒するおそれはない。なお、582 頁に記載の「すべての設備・機器について柔構造として設計用水平震度を設定した」は、583 頁「5.4 今回の申請に係る設備・機器の耐震性」に掲載した設備を対象にしたものであり、輸送容器の転倒評価を対象にしたものではないため、記載を明確にする。		付属書類1 4.3 「設備機器の耐震評価法」(P586)
5-40		その旨、仕様表に記載する。	_	表チー2-1 安全機能を有する施設の地盤(P191)

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-41	【ガンマ線モニタ 検出器】		_	表チー2-1 警報設備等、
	・ガンマ線モニタ 検出器の警報設定値については、認	ガンマ線エリアモニタは、事業変更許可申請書 P5-10 に示すと		表チー2-1 放射線管理施
	可対象として記載すること。移設前と移設後において、	おり、通常状態から逸脱するような異常を検知したときに警報		設(P192)
	検出器の設置位置の違いにより警報設定値を変更する	を発する設計としている。本加工施設では、線量が異常に高く		添付書類2 警報設備等
	必要性 (又は変更の必要がないこと) について説明する	なり加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じた場合と		(P518)
	こと	して、文献により得られた米国の核燃料施設における警報装置		添付書類2 放射線管理施設
		の運用に係る知見から $500~\mu\mathrm{Sv/h}$ を想定している。警報設定		(P521)
		値はこの値を元に、検出器の指示誤差等を加味して、保安規定		
		に基づく下位文書に警報設定値として定めて管理している。		
		申請書には、ガンマ線エリアモニタ 検出器が $500 \mu \text{ Sv/h}$ 以		
		下の線量を検出でき、警報を発する機能を有する旨、記載する。		
		作動検査においては、警報設定値以上の線量を検出したときに		
		警報を発することを確認するが、警報設定値は 500 μ Sv/h 以		
		下の範囲内で設定する場合がある旨、検査の方法に追記する。		
		本設工認申請でガンマ線エリアモニタ 検出器を移設するが、		
		警報設定値は異常に高い線量を想定し一律に設定しているた		
		め、本設工認申請において警報設定値の見直しの必要はない。		
5-42	【分割申請する際の留意事項】		_	図チ-2-1-2 (P201)
		機能・性能に係る事項を含む設備・機器の設工認申請について		図リー4-1-7 (P255)
		は、位置、構造・強度と機能・性能に係る事項を、可能な限り		図リー4-1-8 (P256)
	可能な限り同一時期に申請すること。	同一時期に申請するよう配慮し、工事の工程等でやむを得ず分		図リー4-1-9 (P257)
		割申請する場合、本申請と次回以降申請する範囲及び取り合い		図リー4-1-1 O (P258)
	次回以降申請する範囲及び取り合いを仕様表、図面、工			
	事の計画等に明確に記載し認可を受けうるとともに、保			
	安品質保証計画書に従い管理すること。	##+D > > = + > = + > = 1		
		警報、インターロックに係る機能・性能について、申請書には、		
		警報設定値の設定根拠となる設計値を認可対象として記載す		
	書本文(仕様表又は図面等)に記載し、添付資料で設定	[ఫ.		
	根拠を説明すること。			

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-43	【第1加工棟、防護壁 No.1 (地盤・耐震関係)】 P20 安全機能を有する施設の地盤について付属設備に	緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火栓は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟に固定する設計としている。この旨を第1加工棟の仕様に追記する。	_	表へ-2-1安全機能を有する施設の地盤 (P21)
	土間に関する記載が2カ所にあるので適正化すること。	土間については記載を適正化する。		

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-44		第1加工棟はほとんどが鉄骨造であり、東西方向をラーメン構造、南北方向をブレース構造としている。その中で北面(G通り)と南面(C'通り)は、一次設計では鉄骨ラーメン構造部分の許容応力度計算を実施しており、外壁そのものは地震力算定用の重量として見込んでいる。よって、鉄筋コンクリート造の外壁そのものは一次設計では強度に期待しないため◎とはならない。また、一次地震力が作用したとしても鉄骨造部分で耐えることができることから、他に期待する◎の安全機能(例えば竜巻F1、不法侵入、遮蔽)などの機能は、補修することなく維持できるとして○としている。一方、二次設計においては建物の変形量が相当に大きくなることから、G通りとC'通りについては、剛性の違いにより。外壁がせん断耐力に達した後、鉄骨ラーメン構造が地震力を負担し始めることから、外壁の耐震二次(保有水平耐力)には◎を記している。P.449の凡例に、「強度評価の対象とはならないが、他の部位の評価結果により、当該部位が損傷しないことが確認できる場合に○と記載する。」として、表の記載を整理する。		添 2 表 1 - 3 - 1 の凡例 (P454)
	に見込んでいないということか。「◎」となっている壁 との違いを説明すること。	第1加工棟の鉄筋コンクリート造の壁で、耐震一次で「◎」となっており、耐震二次で「一」となっている壁はない。 1-5 間、A-B 間は鉄筋コンクリート造であるため、外壁⑭及び内壁①~③は耐震一次、耐震二次ともに◎としている。 遮蔽壁及び防護壁については、保有水平耐力という概念が存在しないため、耐震一次に「◎」、耐震二次が「一」としている。		
5-45	【第 1 加工棟、防護壁 No. 1 (地盤・耐震関係)】 P461 遮蔽壁 No. 1、No. 4 において竜巻 F3 で「-」となっているが、飛来物による貫通評価を行っているので「◎」にならないか。防護壁 No. 1 のコンクリート充填扉は同様に F3 による貫通評価をおこなっており「◎」となっている。			添 2 表 1 - 3 - 2 (P466)

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-46		杭頭固定で計算しているため、杭体の MN 相関図のプロットは 杭頭固定におけるプロットである。	_	関係計算書
	また、MN 相関図へのプロット位置が A 及び B の曲線の 範囲外となっているが、問題ないことを説明すること。	PHC 杭は C 種を採用しているため、C の曲線の範囲内にプロットがあれば問題ない。MN 相関図に A, B, C の曲線に関する凡例を記載することとする。また PHC 杭が C 種であることは、P. 212 仕様表の「安全機能を有する施設の地盤」、P. 712 耐震計算書の「④杭体の評価」に記載している。		竜巻計算書 No. 2-2-1 防護壁 No. 1 (F3 竜巻) の M-N 曲線 P. 754
	杭頭固定の場合、杭頭モーメントが基礎スラブに伝達されるが、検定比が小さくなる理由を説明すること。	基礎部の配筋は P. 238 図リー3-1-4にあるように、杭との接合部には、杭との応力伝達を確実に行うための梁配筋(上下主筋及びあばら筋)を行い、梁配筋の間には単なるスラブ配筋(上下主筋のみ)を行っている。 杭頭からの曲げ戻しのモーメントを負担する梁配筋部と杭との応力伝達を担わず壁部分との応力伝達のみを負担するスラブ配筋部の双方を評価したところ、スラブ配筋部の方が結果が厳しくなる。 申請書には厳しい方のスラブ配筋部の評価結果を記載していることから、杭からの曲げ戻しモーメントが記載されていないが、今回の補正において梁配筋部、スラブ配筋部の双方の評価を記載し、杭からの曲げ戻しについても考慮していることを明記する。		竜巻計算書 No. 2-2-1 防護壁 No. 1 (F3 竜巻) P. 749∼P. 751

○8月20日コメント

第3次設工認(第2回補正及び第3回補正)事実確認事項(個別事項)

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
5-47	5-39 に関連し、設工認申請書 P49 設計番号[99-F5]の	付属書類1 主要な加工施設の耐震性に関する説明書(P589)		付属書類1(P589)、
	設計仕様については、加工事業変更許可申請書(P37)の	に示すとおり、耐震重要度分類第3類相当の地震力は水平震度		添1表参2へ (P434)
	安全機能を有する施設の輸送物保管区域の(注1)を踏	0.24 G としている。固定措置については添1表参2へ (P434)		
	まえ、設計基準又は更なる安全裕度として考慮する荷	に示すとおり、固定措置は、ストッパやガイドを用いたハード		
	重を整理して記載すること。なお、許可で求める固定	的な対応に限るものではなく、段積みの管理等ソフト対応を含		
	措置の仕様を詳細設計の段階で変更する場合には、許	めた輸送容器の滑りや転倒を防止するための措置を講じるも		
	可からの変更内容及び基本的設計方針にもとづく設計	のであり、事業変更許可申請書に示した基本方針に変更はない		
	(仕様) であることを添付資料に記載し、説明するこ	旨を記載する。		
	と。			
5-48	P65 図へ-b-1 注3 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型	粉末・ペレット貯蔵容器 型は、核燃料物質等による汚染のお	_	図へ-b-1 (P65)
	の撤去については、撤去後の保管等が技術基準に適合	それはない。撤去した粉末・ペレット貯蔵容器 I 型は、第 1 加		
	するよう管理されるものであることを記載すること。	工棟東側の一般建物で保管・管理し、劣化ウラン・天然ウラン		
	(核燃料物質による汚染の有無、必要により実施する)	等の輸送に用いる容器として再利用するので、その旨記載す		
	除染、撤去後の保管場所及び利用方法等)	る。		
5-49	P40-41 遮蔽 : 外部線量評価の記載。安全機能一覧表	外部線量評価で見込んだ壁厚さの一覧表の記載と、建物の各部	_	添2表1-3-1 (P455)
	との整合が取れているか再確認すること。(2 重に記載	位の安全機能一覧表に整合しない記載がないか確認して、補正		
	されている箇所がある)	する。		
5-50	P589 他 地盤 : 平板載荷試験により地盤の許容応力	建築基準法施行令第九十三条の規定により、「国土交通大臣が	_	耐震計算書 No. 1-1(P592~)
	度を設定することが、国土交通省告示で定められた方	定める方法」を定めた平成 13 年国土交通省告示第 1113 号に基		
	法であることは P589 に記載されているが、建築法施	づく旨追記する。		
	行令の条項の記載がないため、追記すること。			
5-51	安全避難通路等 : 安全避難通路における誘導灯や非	【5-20】に同じ。	_	表へ一2-1安全避難通路等
	常用照明の設置について、加工事業変更許可申請書に	誘導灯については消防法施行令第二十六条、非常用照明につい		(P27)
	記載した消防法等の他法令に基づき施設する場合に	ては建築基準法施行令第百二十六条の四となる。この旨を申請		
	は、要求事項となる法令等の該当条項番号を記載し説	書に記載する。		
	明すること。	Me a lagration and the North North American Institutes and the		
5-52	許可との対応 :屋外消火栓から第1加工棟内部へのア	第1加工棟について屋外消火栓から第1加工棟内部へのアク	_	表へ一2一1火災等による損
	クセスルートについては、設工認申請書に追加するこ	セスルートに関する記載を追加する。第1加工棟の変更により		傷の防止(P24)
	と。この際、今回申請される第1加工棟の変更により、 *** *** (※5月以る・22) で *** *** *** *** *** *** *** *** ***	事業変更許可申請書で示した第1加工棟内部へのアクセスル		
	り、許可(添5別チー33)で説明がなされたアクセスル	ートを変更するので、許可からの変更内容、基本的設計方針に は、くれましても、これで表現の変更内容、基本的設計方針に		
	ートが変更となる場合には、許可からの変更内容、基	基づく設計であることを許可からの変更箇所の整理表で説明		
	本的設計方針に基づく設計であることを説明するこ	する。		
	と。			

5-53	P207~ 遮蔽壁 No.1 ●P209~ 遮蔽壁 No.4 仕様表 その他許可で求める仕様: [99-B4]F3 竜巻の設計仕様については、許可の安全重要施設の有無の評価(許 P5-220~)において、遮蔽壁に期待する防護機能を踏まえた設計仕様を記載すること。また、当該仕様が許可を踏まえた設計であることを添付書類に記載し、説明すること	第1加工棟のF3 竜巻発生時について、遮蔽壁No.1、遮蔽壁No.4 は安全機能を考慮しないことから、関係する記載を整理して修 正する。		表リー2-1その他許可で求める仕様(P211)、表リー2-2その他許可で求める仕様(P213)を"ー"とし、上記に関する竜巻計算書を削除
	共通事項(加工事業変更許可からの変更について) 設工認段階での個別設計においては、加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づき、核燃料物質の貯蔵量、放射性廃棄物の保管廃棄能力、各種荷重(耐震荷重、竜巻荷重、火災荷重等)を設定すること。加工事業変更許可申請書に記載した設計仕様の変更は、他の安全機能等に影響を与えるため、安易に変更は、他の安全機能等に影響を与えるため、安易に変更は、他の安全機能等に影響を与えるため、安易に変更しないこと。やむを得ず設計仕様を変更する場合には、許可からの変更点に関する説明書に、変更理由、変更内容、変更後の設計が加工事業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計であること等を記載し、説明すること。	拝承。 やむを得ず設計仕様を変更する場合には、許可からの変更点に 関する説明書に、変更理由、変更内容、変更後の設計が加工事 業変更許可申請書に記載した基本的設計方針に基づく設計で あること等を記載し説明するようにする。	_	
	認可申請書本文(仕様表及び図面等)に記載する設計 仕様について、[D 通り/17-20 通り]について確認した ところ、認可を受けようとする構造、材料、寸法の記 載漏れや添付説明書との不整合が多数確認された。本 申請については同様の記載漏れや不整合がないか全体 的に再確認し、補正すること。	申請書全体で不整合がないよう確認し、補正する。	_	
	今回の教訓を社内の設工認申請書作成に係る手順書等 にフィードバックし、今後の設工認申請に同様の記載 漏れや不整合がないようにすること。	今回の教訓を、社内の設工認申請書作成に用いる手順書にフィードバックして改定し、今後の設工認申請で同じような記載漏れ、不整合が発生しないようにする。	_	_
5-57	・建物、設備機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認した「設計確認値」は、「○○以上」、「○○以下」のように、下限又は上限である旨を明記する。 ・設工認申請書及び添付説明書の記載については、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」を参考にする。	設工認申請書及び添付説明書の記載は発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを参考とし、設工認申請書に記載する施設の性能又は強度等の数値を記載するに当たっては、その数値が設計確認値であるか、公称値であるかを確認して、これが分かるように記載する。	_	

表へ-2-1 第1加工棟 仕様

		表	<u>〜-2-1</u> 第1	1 加上棟 仕様
		許可番号 (日付)		4号(平成30年3月28日付け) 530号(平成19年6月1日付け)
	許可との対応	施設名称	第1加工棟 第1加工棟 避難追 第1加工棟 非常月 第1加工棟 所內追 第1加工棟 自動り 第1加工棟 消火器	月照明、誘導灯 通信連絡設備 <災報知設備
	建物・構築物名 機器名	A 称又は設備・機器名称	{1001} ⁽¹⁾ 第 1 加工棟	(付属設備) {8038}緊急設備 非常用照明 {8038-2}緊急設備 誘導灯
マ・マ・	ているも 一カー:本申請範 て全体の 一カー:工事の方 カー:該当しな 消線 :他の設備	囲の安全機能の確認を行う 確認を行う安全機能につい 法について記載しているも い理由について記載してい で申請する安全機能につい 造強度、機能性能の全てを認	が、次回以降申請に いて記載しているもの の るもの て説明しているもの	【8035】緊急設備 避難通路 【8007-7】通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) 【8007-10〕通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) 【8007-8】通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) 【8009-5】火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) 【8009-6】火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) 【8010-5】消火設備 消火器 【8012-3】消火設備 屋外消火栓
				{8012-5}消火設備 屋外消火栓配管
	建物・構築物の 変更内容	区分	本体、付属設備 改造	
			また、改造工事完了 (材料、厚さ)を図 ①隣接一般建物と 第1加工棟	**せるために、第1加工棟に以下の改造を行う。 後の第1加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 図へ-I-1及び図へ-I-2に示す。 ***の間にエキスパンションジョイントを設置 ⁽²⁾ の東側を一般建物とし、構造上離隔する。 様を別表へ-2-1-1に示す。)
			(2) -	■■ の撤去 ^③ 利便性を向上させるために、 ■ の撤
			地震による。 強部材を取り (改造の仕	損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために補付ける等の改造を行う。 様を別表へ-2-1-2に示す。)
			基礎の増設を	損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために杭・
			地震による 設置している 信連絡設備	ド天井ボードに設置している設備の撤去 ⁽²⁾ 損傷の防止対策として、天井ボード及び天井ボードに 設備(緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通 所内通信連絡設備(放送設備 (スピーカ))、火災感知 災報知設備(感知器))の撤去を行う。
			竜巻による 下「外部扉」 荷重に耐える する。また、タ を竜巻対策扉	
			(改造の仕	様を別表へ−2−1−4に示す。)

	五 一	2 1 311741-1X (M.C)
変則		⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 ⁽²⁾
		竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、
		開口部を鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。
		及びこの北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当
		たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁
		の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区画境界の形状変更を行
		う。
		(改造の仕様を別表へ-2-1-5に示す。)
		⑧防火区画の新設及び改造 ⁽²⁾
		火災による損傷の防止対策として、防火区画の新設及び防火設備
		の改造を行う。
		(改造の仕様を別表へ-2-1-6に示す。)
		⑨屋根への梯子の追加設置 ⁽²⁾
		火山・積雪による損傷防止のソフト対策として実施する降下火砕
		物、積雪の除去作業のための梯子を屋根に追加設置する。
		(改造の仕様を別表へ-2-1-7に示す。)
		⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造(2)
		第1加工棟の東側を一般建物としたことに伴い、新たに外壁に該
		当することとなった。」」」」」」」では、の北側の間仕切壁(せ
		っこうボード)について、加工施設への人の不法な侵入等の防止対
		策として、鉄筋コンクリート壁に改造する。
		また、 東面の防火区画上の既設鉄板閉止部
		を鉄筋コンクリートで閉止する。
		⑪建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更
		地震及び竜巻対策の一環で第1加工棟の南西側の旧前室を加工施
		設として使用しないものとするため、当該室の管理区域の設定を解
		除し周辺監視区域に変更する。なお、本変更に伴う工事はない。
		付属設備については、リ.その他の加工施設の項で示す。
設置	置場所	第1加工棟
員数	<u>t</u>	(建物)1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)
		(建物)
_	型式	鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、平屋建て(一部中2階付き)
般	主义	建築面積 約 2500 m²、延床面積 約 2600 m²
仕		(付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)
様	主要な構造材	(建物) 別表へ-2-1-1~別表へ-2-1-11に示す。 (建物) 概略寸法: ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
	寸法(単位:mm)	(建物)概略寸法:
	その他の構成機器	_
	その他の性能	_
	核燃料物質の状態	_
	核燃料物質の臨界防止	_
技		[5. 1-B1]
術		第1加工棟(土間コンクリートを除く)は杭基礎構造とし、自重及び通
基		常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力
準		が作用した場合においても、第1加工棟を十分に支持することができる
に		地盤に設ける設計。
基		支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値 30 以上の洪積層で
		ある大阪層群(泉南累層)とする設計。
づ		
<	安全機能を有する施設の地盤	の分入飲僧母(水田养僧)とするBX口。
く 仕	安全機能を有する施設の地盤	(既設杭)
	安全機能を有する施設の地盤	
く 仕	安全機能を有する施設の地盤	【既設杭】 ○既設杭仕様
く 仕	安全機能を有する施設の地盤	【既設杭】 ○既設杭仕様 ・支持方法 N値 30 以上の洪積層(粘土層及び砂層)に杭で支持 させる。
く 仕	安全機能を有する施設の地盤	【既設杭】 ○既設杭仕様
く 仕	安全機能を有する施設の地盤	【既設杭】 ○既設杭仕様 ・支持方法 N値 30 以上の洪積層(粘土層及び砂層)に杭で支持 させる。

	₹′\-	L Tables of S
		【増設杭】
技		○補強タイプ 31 仕様 - ************************************
術基準		・支持方法N値 30 以上の洪積層(粘土層)に杭で支持させる。・杭材料先端羽根付き鋼管杭(スクリューパイル EAZET)国土交通大臣認定番号 TACP-0353 (粘土質層)
に 基		267.4 φ × 8.0 【 】 羽根径 580 mm×2 本(C'-18 通り)
づ		・杭先端深さ ⁽²¹⁾ 約 G. L-9 m
<		杭配置 図へ-2-1-6
仕		詳細図 図へ-2-1-33
様 		 ○補強タイプ 34 仕様
		・支持方法 N値 30 以上の洪積層(粘土層)に杭で支持させる。
		 ・杭材料
		羽根径 580 mm×4 本(D-18 通り)
		羽根径 580 mm×4 本(D-20A 通り)
		・杭先端深さ ⁽²¹⁾ 約 GL-8 m~10 m
		・杭配置 図ペー2-1-6・詳細図 図ペー2-1-34
		- 詳細図 図 <u>ハー</u> 2 - 1 - 3 4
	安全機能を有する施設の地盤	【土間コンクリート】
		・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持
		・地盤種別 表層近くの人工盛土(粘土層及び砂層)
		土間コンクリートを支持する表層の人工盛土の液状化に関しては、加工事業変更許可申請書に記載のとおり、地方公共団体の評価において液
		工事業を受許可申請責に記載のとおり、地方公共団体の計画において依 状化のおそれがなく、さらに敷地内での詳細調査の結果においても第1 加工棟では液状化のおそれがないことを確認した ⁽¹⁸⁾ 。
		[5. 1-F1]
		連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所 内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備
		(所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火
		栓、消火設備 屋外消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等に固
		定する設計。
		消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない
		地盤に設置する設計。
		なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降 の申請で漢合性を確認する (別事の一名 1 - 9)
		の申請で適合性を確認する (別表へ-2-1-9)。 [6,1-B1]
		[0.1 B1] 第1加工棟建物の耐震重要度分類は第3類(割増係数1.0)とする設計。
		第1加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計
		を満足することで、地震による損傷を防止できる設計。
		○ T (売与4.3.6.5.7.5.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
		○耐震補強の改造仕様
	地震による損傷の防止 	別表へ-2-1-1~別表へ-2-1-7に示す。 ・耐震のための補強箇所
		図へ-2-1-1、図へ-2-1-6~図へ-2-1-18に示
		す。
		· 位置、構造、寸法、材料
		別表 $\sim 2 - 1 - 2 (1/2) \sim (2/2)$ 、別表 $\sim 2 - 1 - 3$ 、
		図へ-2-1-21~図へ-2-1-34に示す。

	•	
技術基準に基づく		 ○一次設計 常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する 応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許 容応力度を許容限界とする。⁽¹⁹⁾ ○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を 行い、第1加工棟の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る設計と する。⁽²⁰⁾
仕様	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 第1加工棟に設置する緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等にボルト又は溶接等で固定する設計。 天井ボード及び天井ボードに設置している設備 (緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) は撤去を行う。 消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へ-2-1-9)。
	津波による損傷の防止	(4)
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8.1-B2] 第1加工棟建物は設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計。 設計竜巻に対する安全機能を有する部位 (以下「F1 竜巻防護境界」という。) は、設計竜巻の荷重に耐える設計。 【改造部】 ○既設外部扉及び外部シャッタの竜巻対策扉への改造(5) ・位置 外部扉改造:扉配置を図へ-2-1-1、図へ-2-1-4及び図へ-2-1-35-1に示す。 ・構造・寸法 外部扉の仕様を図へ-2-1-35-2の建具表に示す。また、改造鋼製扉姿図を図へ-2-1-36、図へ-2-1-37に示す。 ・材料 主な材料を別表へ-2-1-4に示す。 ○不要な外部扉、窓の撤去及び鉄筋コンクリート壁による閉止(5) ・位置 窓、扉撤去及び閉止の配置を図へ-2-1-1、図へ-2-1-4に示す。 ・構造・寸法 閉止の仕様及び詳細図を図へ-2-1-46〜図へ-2-1-48に示す。 ・材料 主な材料を別表へ-2-1-5に示す。

技術		○安全機能を期待しない。 の北側の旧前室、 の北側の旧前室、 の北側の旧前室を撤去
基準に		F1 竜巻防護境界の位置を図へ-2-1-60〜図へ-2-1-61 に、改造を伴わない既設のF1 竜巻防護境界の構造・寸法を別表へ-2 -1-11に示す。
基づく		(落雷) — ⁽⁶⁾
仕様		(極低温) [8.1-F2] 消火設備 屋外消火栓には、凍結防止対策として地上露出部に断熱材を設置する設計(*)。 なお、熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。また、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へ-2-1-9)。
		(降下火砕物) [8.1-B3] 第1加工棟の屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ 12 cm分の重量に耐える設計。
	外部からの衝撃による損傷の防止	(積雪) [8.1-B4] 第1加工棟の屋根は、大阪府建築基準法施行細則第三十条の二に定め られる29 cmの積雪に耐える設計。
		(生物学的事象) ⁽⁸⁾
		(航空機落下) — ⁽⁹⁾
		(森林火災、外部火災)(10) [8.1-B5][8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表へ-2-1-12に示す。
		(電磁的障害) (11)
		(交通事故) (12)

表へ-2-1 第1加工棟 仕様(続き)

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	 [9.1-B1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。 ・加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。 ・管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。 ・核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。 ・敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。 第1加工棟は、上記の管理を行う敷地内に設置し、別表へ-2-1-8に示す材料を用い、堅牢な障壁を有する構造とする。また、第1加工棟の東側を一般建物としたことから、新たに外壁となる既設のボード壁を鉄筋コンクリート造の壁に改造する。 ・位置 改造する壁の配置を図へ-2-1-1、図へ-2-1-4に示す。 ・構造・方法 改造する壁の仕様及び詳細図を図へ-2-1-46及び図へ-2-1-49に示す。 なお、第1加工棟には、不正アクセス防止措置の対象となる加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムはない。
	閉じ込めの機能	[10.1-B1] ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する設計。
	火災等による損傷の防止	[11.1-F1] 消火設備については、消防法に基づき消火設備 屋外消火栓及び消火設備 消火器を設置する設計。 消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条に基づき、有効範囲を半径40 m とし、第1加工棟全域を包含できるように設置する設計(13)。 消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。 ○設備の員数(消火設備 屋外消火栓) ・消火設備 屋外消火栓:1 式(13) ・消火設備 屋外消火栓に設置するホース:20 m ホース 2 本以上 消火設備 屋外消火栓の配置を図リー4ー1-5に示す(15)。 消火投備 屋外消火栓の配置を図リー4-1-5に示す(15)。 消火投の系統図を図リー4-1-10に示す。なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、消火設備屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へ-2-1-9)。 屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する管理。第1加工棟の消火活動時のアクセスルートを図へ-2-1-62に示す。

技術基準に基づく仕様

消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。

- ○設備の員数(消火設備 消火器)
 - · ABC 粉末消火器 10 型: 20 本
 - · ABC 粉末消火器 20 型:13 本
 - ABC 粉末消火器 50 型:2 本

消火設備 消火器の配置を図リー4-1-4に示す。

[11.1-F2]

消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)⁽¹⁴⁾を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。

火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリを備えるとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する設計。

警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。

- ○設備の員数(火災感知設備 自動火災報知設備(感知器))
 - ・ 熱感知器 (スポット型):27 台
 - ・煙感知器 (スポット型):35 台
- ○設備の員数(火災感知設備 自動火災報知設備(受信機))
 - ・受信機 (P型受信機):1 台

火災等による損傷の防止

大災感知設備 自動大災報知設備(感知器)、大災感知設備 自動大災報知設備(受信機)の配置を図リー4-1-3に示す。大災感知設備 自動大災報知設備の系統図を図リー4-1-9に示す。

[11. 3-B1]

○火災の発生防止

第1加工棟は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料を 用いた準耐火建築物とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災 の発生を防止する設計。耐震補強等で追加する材料は、鋼材、コンク リート等の不燃性又は難燃性材料とする設計。

使用する材料を別表 $\alpha - 2 - 1 - 1 \sim$ 別表 $\alpha - 2 - 1 - 8$ に示す。

[11.3-B2]

○火災の影響緩和

第1加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する設計。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する設計。

各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計。

○火災対策のための補強箇所

図へ-2-1-1 第1加工棟 工事概要図参照

○火災区画の設定及び関連図面

図へ-2-1-52 第1加工棟 火災区画

・火災区画ごとの材料及び厚さ:

図ペー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2

図へ-2-1-35-1 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表 1

図へ-2-1-35-2 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表 2

図へ-2-1-43 第1加工棟 **■ ■ ■ ■ 車** 側壁 (防火区画)

7 - T

	衣▽▽ ̄ 2 一 1
 技	図へ-2-1-44 第1加工棟 【 東 側壁1 (防火区画)
術	例至1 (防火区画) 図へ-2-1-45 第1加工棟
基	側壁2(防火区画)
準	図へ-2-1-52 第1加工棟 火災区画
に 基	 ○火災区画 1 P − 1 の仕様
一づ	・対象部材
<	区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火扉、防火シ
仕	ヤツタ)
様	区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ ⁽²²⁾ 50 mm 以上かつ鉄 筋のかぶり厚さ 40 mm 以上:1時間)
	区画境界壁(強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上 2 枚貼り(壁両
	面): 1 時間)
	区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上:2 時間)
	区画境界スラブ (上) 天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上: 2 時間)
	特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面):1
	時間)
	特定防火設備(防火シャッタ)(スラット板厚さ 1.5 mm以上:1 時間)
	IPJ <i>)</i>
	○火災区画 1 P-2の仕様
	・対象部材
	区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火扉)
	区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間)
し、似然)マトフ担佐の吐む	区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上: 2 時間) 区画境界スラブ(「
大災等による損傷の防止 	(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上:2 時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面):1
	時間)
	○ b. 似反應:1 D. 2 の比較
	○火災区画 1 P − 3 の仕様・対象部材
	区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッタ)
	区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ ⁽²²⁾ 50 mm 以上かつ鉄 筋のかぶり厚さ 40 mm 以上:1 時間)
	区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上:2時間)
	区画境界壁(強化せっこうボード厚さ 12 mm 以上 2 枚貼り(壁両
	面): 1 時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面): 1
	時間)
	特定防火設備(防火シャッタ)(スラット板厚さ 1.5 mm 以上:1
	時間)
	○火災区画 1 P-4の仕様
	・対象部材
	区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッタ)
	区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ 100 mm 以上:2 時間)
	区画境界壁(強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り(壁両
	面): 1時間)
	特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ 0.5 mm 以上(扉両面):1 時間)
	特定防火設備 (防火シャッタ) (スラット板厚さ 1.5 mm 以上:1
	時間)

表へ-2-1 第1加工棟 仕様(続き)

	12.	2-1 第1加工棟 仕様(続き)
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	 ○大災区画 1 P − 5 の仕様 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッタ) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2 枚貼り(壁両面):1 時間) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5 mm 以上(扉両面):1 時間)特定防火設備(防火シャッタ)(スラット板厚1.5 mm 以上:1 時間) ○大災区画 1 P − 6 (旧前室)の仕様・対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備(防火扉)北面区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間)北面特定防火設備(防火扉 KSD−2)(表面鉄板厚さ0.5 mm 以上(扉両面):1 時間) [11.3-B3]火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。第1加工棟における貫通部を図へ2-1-52に示す。 [11.3-F2]電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。配線用遮断器の結線図を図リー4-1-6に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	[12.1-BI] 第1加工棟内は溢水源がない設計。 [13.1-FI] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機 等、非常用電源設備 No.2 非常用発電機 「ジ」、非常用電源が喪失しても動作可能な設計。 ○設備の員数(緊急設備) ・非常用照明 (44):15 台 ・誘導灯(44):47 台 緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図リー4-1-1に示す。 [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可操型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へ-2-1-9)。

表へ-2-1 第1加工棟 仕様(続き)

技術基準に基づ	安全機能を有する施設	[14.1-B1] [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へ-2-1-9)。
く仕様		[14.2-B1] [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へ-2-1-9)。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	[18.1-F3] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) ⁽¹⁴⁾ を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)の配置を図リー4-1-3に示す。
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	[22. 1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁、屋根等の厚さとする設計。 ○第1加工棟の遮蔽機能としての仕様 ・壁、屋根等の厚さ(設計確認値) (16): 図へ-2-1-53に示した壁厚さ、別表へ-2-1-10参照 ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上・コンクリートブロックの気乾かさ密度 以上・アンクリートブロックの気乾かさ密度 以上・アンクリートブロックの気乾かさ密度 以上・ア・原(鉄)の密度 以上・ア・アンクリートではいる外部放射線を低減する設計。
	1大八以 用	

	表へ-	- 2 - 1 第 1 加工棟 仕様(続き)
技術基準に基づ		[24.2-F1] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) は、バッテリを内蔵する設計。 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) は、それぞれ火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (か送設備 (アンプ)) のバッテリから給電する設計。
く仕様	非常用電源設備	[24.2-F2] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1 非常用発電機 ⁽¹⁵⁾ 、非常用電源設備 No.2 非常用発電機 ⁽¹⁵⁾ に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。なお、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へ-2-1-9)。 [25.1-F1]
		所内の通信連絡のため、第1加工棟に所内通信連絡設備として、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))を設置する設計。通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(アンプ))には、マイクが付属する設計。通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))の配置を図リー4ー1ー2に示す。所内全体の通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備)の系統図を図リー4ー1ー7に示す。所内全体の放送性能は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へ-2-1-9)。
	通信連絡設備	○設備の員数(通信連絡設備) ・所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ) (14):10 台 ・所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)):1 台 ・所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ)):5 台 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ)) は、通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機) (17) に接続する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ)) には、所内携帯電話機(PHS) が付属する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ)) の系統図を図リー4−1−8に示す。通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へ−2−1−9)。
		[25.2-F1] 加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連絡設備 所外通信連絡設備を設置する設計。 なお、通信連絡設備 所外通信連絡設備は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へ-2-1-9)。

	[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために ・の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能 とする設計。 屋根のアクセスルートを図へ-2-1-51に示す。追加設置する梯子の耐震重要度分類は第3類とする。
その他許可で求める仕様	[99-B2](23) 東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第3類相当の設計とし、エキスパンションジョイントの可動幅は、第1加工棟及び隣接一般建物の最大変位量の和に対して十分に余裕がある設計。
	[99-B4] F3 竜巻の風荷重に対して保有水平耐力が上回る設計。
添付図	図 $ \sim -I - 1 \sim \boxtimes \sim -I - 2$. $ \boxtimes \sim -1 - 1 - 1 \sim \boxtimes \sim -1 - 1 - 2$ 、 $ \boxtimes \sim -2 - 1 - 1 \sim \boxtimes \sim -2 - 1 - 6$ 2、 $ \boxtimes \cup -4 - 1 - 1 \sim \boxtimes \cup -4 - 1 - 1$ 0

- (1) 第1加工棟の建物本体に設置する防護閉止板又はコンクリート、大型外扉、外扉を含む。
- (2) 原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) に基づく変更
- (3) 平成・18・10・31 原第 30 号 (平成 19 年 6 月 1 日付け) に基づく変更
- (4) 本加工施設の敷地は標高約48 mにあり、基準津波の最大遡上高さ6 mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 第1加工棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載していた「留め具の補強」だけを実施する扉はない。また、不要な窓、扉の撤去及び閉止は鉄筋コンクリート壁設置により行い、防護閉止板を設置するケースはない。
- (6) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項 第十四号に規定される指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (7) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。埋設の場合は公共建築工事標準仕様書に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600 mm以上、それ以外は300 mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。本申請に係る工事により、消火設備 屋外消火栓(消火栓 No.6)、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設する屋外消火栓配管を埋設する場合は公共建築工事標準仕様書に従って埋設し、仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管の地上露出部には断熱材を設置する。
- (8) 換気設備がないため、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (9)「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率 を評価し、航空機落下確率の総和が10⁷(回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空 機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (10) 第1加工棟は、航空機落下火災の影響評価対象でない。
- (11)インターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (12) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第 1 加工棟と町道の位置関係を示したものを図 $\sim -2 1 5$ 5 に示す。
- (13) 加工施設に関係する消火設備 屋外消火栓は 6 台 (消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13)であり、このうち、第 1 加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は 4 台 (消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11)である。本申請に係る工事により、図リー4-1-5に示すとおり消火設備 屋外消火栓 (消火栓 No. 6)、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設中においても消火器の設置、可機消防ポンプを近傍に備えることにより、消火設備の機能を維持する。
- (14) 本申請に係る工事(天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去)により、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の一部を撤去する工事を行うこととしているが、取外し工事に先立って、本申請のリ.その他の加工施設の工事で、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を設置して安全機能の確認を行い、安全機能を維持する。
- (15) 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機は、次回以降の申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。
- (16) 外部放射線の線量評価において第1加工棟建物の鉄板屋根の厚さを考慮していない。
- (17)通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、次回以降の申請で適合性を確認するが、通信連絡設備

所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))の安全機能の確認は、既存の通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続して行う。また、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)の適合性確認までの間は、既存の通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)に接続し、安全機能を維持する。通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))の系統図を図リー4-1-8に示す。

- (18)表層地盤の液状化評価は、日本建築学会「建築基礎構造設計指針」に準じて層ごとに液状化安全率 FL、水平 地盤変位 Dcy で確認すると共に、当該地点の液状化の可能性のある層に重み付けを行い、地盤全体としての 液状化危険度の傾向を表す PL 法(岩崎・龍岡ら)に基づき確認した。
- (19) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 Co を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す Ai、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する Rt から求めた地震層せん断力係数 Ci に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする設計とする。
- (20) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 Co を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 Ds と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 Fes を乗じて求める必要保有水平耐力 Qun に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (21) 増設する杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (22) コンクリートブロックの有効厚さについては、図へ-2-1-52参照。
- (23) 付属書類 1 「耐震性に関する説明書」 3. 第1加工棟の耐震性に関する計算の基本方針 (8) 補足 参照

黄色マーカー: 次回以降申請する安全機能(機能性能等) について記載しているもの

緑色マーカー:本申請範囲の安全機能の確認を行うが、次回以降申請にて全体の確認を行う安全機能について記載しているもの

青色マーカー: 工事の方法について記載しているもの 灰色マーカー: 該当しない理由について記載しているもの

二重取消線 :他の設備で申請する安全機能について説明しているもの

その他:位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

表へ-3-1 第1-1 貯蔵容器保管設備 第1-1 貯蔵容器保管区域 仕様

許可との対応 施設名称			原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)	
許可との対応施設名称			第 $1-1$ 貯蔵容器保管設備	
建物・構築物又は設備・機器名称			{5064}	
機器名			第1-1貯蔵容器保管設備	
INVITED I			第1-1 貯蔵容器保管区域	
変す	 頁内容		撤去(第1-1貯蔵容器保管区域と、その構成機器である鋼製パレット、	
	C1 1.11		ストッパ及びアンカーボルトを撤去する。)	
沙臣	置場所		第1加工棟	
員数			1	
只多	型式			
	主要な構造	 与オナ		
	寸法(単位:mm)		概略寸法: • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
仕			鋼製パレット 204 個(上・中段用 136 個、下段用 68 個)	
様	その他の様		対象/ 126 個 アンカーボルト 9 木 / ストッパ	
1,2,4	その他の性		ストッパ 136 個、アンカーボルト 2 本/ストッパ 最大貯蔵能力: ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
	核燃料物質		酸化ウラン粉末	
	, , , , , , , , , , , , ,	での の の な の な な の な な	版にケノマ初木 	
技		で 前がの正 で 有する施設の地盤	<u> </u>	
		1月9つ旭畝の地盤 5損傷の防止		
基		う損傷の防止 う損傷の防止		
準			-	
たに)衝撃による損傷の防止 への人の不法な侵入等の	-	
基	加工施設へ 防止	トの人の个法な侵入寺の	_	
並づ	閉じ込めの	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
<		「機能」 こる損傷の防止		
仕		、つ損傷の防止 列における溢水による損		
様	加工施設ド 傷の防止	別にわける価小による損	_	
	安全避難通	A P女 公		
		型鉛寺 ☆有する施設		
	女生機能を材料及び様			
	搬送設備	F/L		
		たの中華状乳	_	
	警報設備等	でいた。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u> </u>	
	放射線管理	上他 汉	-	
	廃棄施設	を放ったされば の吐む	-	
		賃等による汚染の防止	-	
	遮蔽		-	
	換気設備	S⊃∏, <i>H</i> #:	-	
	非常用電源		_	
	通信連絡部	ざ(備	——————————————————————————————————————	
その	その他許可で求める仕様		[99-F3] 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域の撤去を行	
-		• • •	う。	
添尓	 対図		図 $\sim -5 - 1 - 1$	
	(1) 加丁の事業の変更許可(平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可)に基づき			

⁽¹⁾ 加工の事業の変更許可(平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可)に基づき、 の部屋名称を に変更する。

表へ-3-2 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 仕様

	X \ J	
許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型
	又は設備・機器名称	{5066}
機器名		粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型
変更内容		撤去 ⁽¹⁾ (粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 480 個を撤去する。)
設置場所		第1-3貯蔵棟 5 3 2 加工棟 5 3 2 加工棟 6 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
		第 1加工棟 2
員数		480 個
型式		円筒型
主要な構		—
般寸法(単		_
仕その他の		_
様その他の		_
核燃料物		_
	質の臨界防止	_
	を有する施設の地盤	_
	る損傷の防止	_
	る損傷の防止	_
	の衝撃による損傷の防止	_
に加工施設	への人の不法な侵入等の	_
基防止		
づ閉じ込め		_
/ [よる損傷の防止	_
154	内における溢水による損	_
様傷の防止		
安全避難		_
安全機能	を有する施設	_
材料及び	構造	_
搬送設備		_
核燃料物	質の貯蔵施設	_
材料及び	構造	_
搬送設備		_
核燃料物	質の貯蔵施設	_
警報設備	等	_
放射線管		_
廃棄施設		_
核燃料物	質等による汚染の防止	_
遮蔽		_
換気設備		_
非常用電	源設備	_
通信連絡		_
その他許可で		[99-F3]
	• • •	粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 600 個のうち 480 個を撤去する。
添付図		-
	は、加工施設の変更に係る	- る設計及び工事の方法の認可(平成 17 年 6 月 28 日付け平成 17・04・28 原

⁽¹⁾ 本申請では、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可(平成17年6月28日付け平成17・04・28原第6号にて認可)を受けた粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 600 個のうち、480 個を撤去する。今後も使用する粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 (120 個) は次回以降の設工認で適合性を確認する。

表-4-1 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域 仕様

11		平压出现据 第1 — 1 然代来古华休官区域 江塚
許同	可との対応	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第1-1燃料集合体保管設備
 設備	端・機器名称	{5065}
機器名		第1-1燃料集合体保管設備
	· 	第1-1燃料集合体保管区域
変リ 	更内容	撤去 (第1-1燃料集合体保管区域と、その構成機器であるストッパ及びアンカーボルトを撤去する。)
設置	置場所	第1加工棟 (1)
員数		1
	型式	_
_	主要な構造材	_
般	寸法(単位:mm)	概略寸法:
仕	その他の構成機器	ストッパ 80個 アンカーボルト 2本/ストッパ
様	その他の性能	ストッパ 80 個、アンカーボルト 2 本/ストッパ 最大貯蔵能力: (集合体輸送容器 NFI-V型で 18 個)
	1++ PW/N/1 ## Ect - 2/1/ 4/2	最大段数:2段
	核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	_
術	地震による損傷の防止	_
基	津波による損傷の防止	_
準	外部からの衝撃による損傷の防止	_
に	加工施設への人の不法な侵入等の	_
基	防止	
づ、	閉じ込めの機能	_
\ 	火災等による損傷の防止	_
仕	加工施設内における溢水による損	_
様	傷の防止	
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	<u>_</u>
	材料及び構造	
		-
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	-
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その)他許可で求める仕様	[99-F3] 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域の撤去を 行う。
添作	北図	図へ-5-1-1
		凶'、 J 1 1 5.3 日 28 日付け原相相発第 1803284 号にて許可)に基づき

⁽¹⁾ 加工の事業の変更許可(平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可)に基づき、 の部屋名称を に変更する。

表へ-5-1 第1-1輸送物保管区域 仕様

			一 1
36.	*1 ~ U -	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可との対応 施設名称		施設名称	輸送物保管区域
			第1-1輸送物保管区域
設備・機器名称			{5009}
機器名			第1-1輸送物保管区域
			The state of the s
	[内容		新設(輸送物の保管に限定する第1-1輸送物保管区域を新設する。)
	造場所		第1加工棟 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
員数			
	型式		_
1 1	主要な構造材		Introductivity and the second
	寸法(単位:mm)		概略寸法:
仕	その他の構成機器		粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器
様			最大貯蔵能力:
			(粉末又はペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて 180 個以
	7 - 41 - 11	I. Ale	下とし、燃料集合体又は燃料棒組立体を燃料集合体の輸送容器にて貯蔵
	その他の性	E能	する場合は、燃料集合体の輸送容器1個につき、粉末又はペレットの輸送
			容器5個相当として粉末又はペレットの輸送容器と合わせて 180 個以下
			とする。)
			床面にペイントで第1-1輸送物保管区域を明示。
	核燃料物質	近の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料
	+ 大阪中心 + 一片	たの時用吐山	集合体(いずれも輸送容器に収納)
技	核燃料物質	重の臨界防止	
1又 術	左 を継むま	:有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基	女主放形で	1年9つ地段の地盤	女主機能を有する地談を「力に文符することがくさる地鑑に設置された第1加工棟の土間に設置する設計。
	#h雲/ァトス		た第1加工体の工門に改直する政司。
1 1			<u> </u>
1 1	津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止		_
1 .	加工施設への人の不法な侵入等の		_
<	防止		
仕	1971L		[10. 1-F2]
様		ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規	
	閉じ込めの機能		則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して貯蔵する管
		理。	
	火災等によ	る損傷の防止	——————————————————————————————————————
	加工施設内における溢水による損		
	傷の防止	41. 11. 17. 2 James 21. 21. 21. 22. 22. 22. 22. 22. 22. 22.	
	安全避難通	通路 等	
	J. LACAMONA 4	[14. 1-F1]	
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、	
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	ウム機能や、七十フセニ	することができる設計。	
	安全機能を有する施設		
		[14. 2-F1]	
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業
			性を考慮した設計。
	材料及び構造		_
	搬送設備		_
	核燃料物質の貯蔵施設		
	警報設備等		_
	放射線管理施設		_

表へ-5-1 第1-1輸送物保管区域 仕様 (続き)

技術	廃棄施設	_
基準	核燃料物質等による汚染の防止	_
上に基	遮蔽	_
づ	換気設備	_
く 仕	非常用電源設備	_
様	通信連絡設備	_
<i>そ0</i>	O他許可で求める仕様	[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を とする設計。 ここで、年間の延べ貯蔵能力は とするよう管理。 とするよう管理。 [99-F4] 第1-1輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する設計。 [99-F5] 第1-1輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3類相当の固定措置として、輸送容器は1段置きで管理。
添作	·	図へ-5-1-1

⁽¹⁾ 加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づき、 の部屋名称を に変更する。

黄色マーカー: 次回以降申請する安全機能(機能性能等) について記載しているもの

緑色マーカー:本申請範囲の安全機能の確認を行うが、次回以降申請にて全体の確認を行う安全機能について記載しているもの

青色マーカー: 工事の方法について記載しているもの 灰色マーカー: 該当しない理由について記載しているもの

二重取消線 : 他の設備で申請する安全機能について説明しているもの

その他:位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

表 ト - 2 - 1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

(報告名称 保管廃棄設備			許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名称 機器名称 機器名称 擦音矩乘設備 機器名	許可	∫との対応 ├		
設置・機器名		旭 江 竹		
	設備・機器名称			
変更内容				
対象要するが工事は行わない。) 対数		- 1		
関いています。 第1加工棟	変貝	見内容		
具数				
型式 主要な構造材				第1加工棟
要要な構造材	員数			1
対法(単位: m) 一				
世 接				
世 接	般			概略寸法:約 LL× L W
保管廃棄能力: ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で管廃棄する。 保管廃棄設備	仕			_
ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で管廃棄する。 保管廃棄設備」 廃棄物保管区域を床面にペインで明示する。 接燃料物質の状態 放料性固体廃棄物 技機料物質の監界防止	様		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	保管廃棄能力:
その他の性能				
保管廃棄設備				
技燃料物質の状態 放射性固体廃棄物 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。 技燃料物質の臨界防止 一		その他の性	能	
技燃料物質の取り止 技燃料物質の臨界防止 技燃料物質の臨界防止 「5.1-F1] 安全機能を有する施設の地盤 「5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置さた第 1 加工棟の土間に設置する設計。				
核燃料物質の状態 放射性固体廃棄物 大燃料物質の臨界防止 (5.1-F1) 安全機能を有する施設の地盤 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置さた第 1 加工棟の土間に設置する設計。 地震による損傷の防止 一				
技術 安全機能を有する施設の地盤		1-2-M4-4/1 H2mFf		
技術 安全機能を有する施設の地盤 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の土間に設置する設計。 上濃による損傷の防止 一				
様 安全機能を有する施設の地盤 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置さた第 1 加工棟の土間に設置する設計。 地震による損傷の防止 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	44-	核燃料物質	[の闘界的正	
基準に		- A 1/1/ 61a 1	1.3 w 11.50 = 14.40	
# 地震による損傷の防止		安全機能を	有する施設の地盤	
本表による損傷の防止				た第1加工棟の土間に設置する設計。
基 外部からの衝撃による損傷の防止				
プロストランの大学な優人等の 防止		津波による損傷の防止		
く 仕様		外部からの衝撃による損傷の防止		
仕様				
様 閉じ込めの機能 国体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 火災等による損傷の防止 一 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等 「14.1-F1」 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発することができる設計。 「14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 一 核燃料物質の貯蔵施設 「 14.2-F1 日		防止		
大災等による損傷の防止				[10. 1-F3]
金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損 傷の防止 安全避難通路等 [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び連等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 概送設備 本核燃料物質の貯蔵施設 「被燃料物質の貯蔵施設	様	閉じ込めの機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の	
大災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損 傷の防止 安全避難通路等 [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 搬送設備 大数料物質の貯蔵施設 「核燃料物質の貯蔵施設				
加工施設内における溢水による損		火災等によ	: る損傷の防止	_
### (場の防止 安全避難通路等				_
安全避難通路等 [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 一 核燃料物質の貯蔵施設 「被燃料物質の貯蔵施設			HENOTY SIMMICS SIX	
[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 一 核燃料物質の貯蔵施設 一				
設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 一 核燃料物質の貯蔵施設 一		女 土炬無地	1吋子	[14 1_E1]
準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		安全機能を有する施設		
腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発することができる設計。 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 機送設備 一 核燃料物質の貯蔵施設 一				
安全機能を有する施設 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 一 技燃料物質の貯蔵施設 「な燃料物質の貯蔵施設 」 「おことができる設計。 「おこれらの作業性を考慮を発表を表現している。」 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おことができる設計。 「おことができる設計。 「おことができる設計。 「おこれらの検査及び試験並びに当該安全機能を健全 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おこれらの作業性を考慮を発見している。」 「おこれらの作業性を考慮を発見している。」 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おこれらの作業性を関すると述えている。」 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おこれらの作業性を表現している。」 「おこれらの作業性を考慮を表現している。」 「おこれらの作業性を表現している。」 「おきまままままままままままままままま				
安全機能を有する施設 [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮 た設計。 材料及び構造 一 核燃料物質の貯蔵施設 一				
安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 搬送設備			うることができる設計。	
安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮た設計。 材料及び構造 一 技燃料物質の貯蔵施設 一			[s.c. o. pu]	
 維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮 た設計。 材料及び構造	1			
た設計。 材料及び構造 一 搬送設備 一 核燃料物質の貯蔵施設 一			31-31-31-31-31-31-31-31-31-31-31-31-31-3	
材料及び構造 一 搬送設備 一 核燃料物質の貯蔵施設 一				
搬送設備核燃料物質の貯蔵施設		t t dat · · · ·	->4	た設計。
核燃料物質の貯蔵施設 ―				_
				_
				-
HI INDEANING		警報設備等		_
放射線管理施設		放射線管理施設		

表トー2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基		[20.1-F1] 保管廃棄設備。 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
準に基づ	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	
	通信連絡設備	_
そ0)他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。
添作	才 図	図ト $-2-1-1$

			表故佣▄▄▄▄▄▄▄▄▄▄ 除来物休官区坝 仏嫁
許百]との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
#1	1 C +> >1/0.	施設名称	保管廃棄設備
設備・機器名称		<u>fr</u>	{6156}
機器名			保管廃棄設備
1)英亩产口			廃棄物保管区域
変更	頁内容		改造(廃棄物保管区域の形状を変更する。)
			①保管区域の形状変更
設置	置場所		第1加工棟
員数	<u> </u>		1
	型式		
	主要な構造材		
般	寸法(単位:m)		概略寸法:約
仕	その他の構		——————————————————————————————————————
様	C 421E221F	T/2/X/10X/HII"	保管廃棄能力:■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
""			ド音焼栗能力: ドラム缶(200 L 缶、1段置き)で保管廃棄する。
	その他の性	- <u>4</u> 6	保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント
		CHC	
			で明示する。 ■ (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質	たの小な	放射性固体廃棄物
			以 别性回译 凭 来初
+	核燃料物質	[の臨界防止	
技	는 스토를 하고		
術	女全機能を	さ有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第1加工棟の土間に設置する設計。
準		損傷の防止	
に		損傷の防止	_
基。		衝撃による損傷の防止	_
づ		への人の不法な侵入等の	
<	防止		
仕			[10. 1-F3]
様	閉じ込めの)機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
			金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等によ	こる損傷の防止	
	加工施設内	Mにおける溢水による損	
	傷の防止		
	安全避難通	角路等	
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	A MANAGE A CONTRACTOR	することができる設計。	
	女全機能を	すする施設	
			[14. 2-F1]
			安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
			維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
			た設計。
	材料及び構造		——————————————————————————————————————
	搬送設備		_
	INX ACIX VIII		_
	核燃料物質の貯蔵施設		
	警報設備等		_
	放射線管理施設		—

表トー2-2 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づ	廃棄施設	[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、	
		[20.2-F1] 保管廃棄設備 以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。	
<	核燃料物質等による汚染の防止	_	
仕	遮蔽	_	
様	換気設備	_	
	非常用電源設備	-	
	通信連絡設備	_	
その	り他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策(固縛措置 含む。)を講じる管理。	
添作	·	$\square \land -2-1-1$	

	表トー2-3 保管廃	果設備 L
 ∌作: F	可との対応 許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
施設名称		保管廃棄設備
⇒型布		{6157}
	*************************************	保管廃棄設備
		廃棄物保管区域
	更内容	変更なし
	置場所	第1加工棟
員数		1
	型式	_
-	主要な構造材	_
般	寸法 (単位:m)	概略寸法: L L L L L L L L L L L L L L L L L L L
仕	その他の構成機器	_
様		保管廃棄能力:
		ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) で保管廃棄する。
	その他の性能	保官廃棄設備 廃棄物保官区域を床面にベイント
		で明示する。
		■ (200 L ドラム缶)の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	_
技		[5. 1–F1]
術	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基		た第1加工棟の土間に設置する設計。
準	地震による損傷の防止	_
に	津波による損傷の防止	_
基	外部からの衝撃による損傷の防止	_
づ	加工施設への人の不法な侵入等の	_
<	防止	
仕様		[10. 1–F3]
休	閉じ込めの機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
		金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	_
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	_
	安全避難通路等	_
	为上近天 成边内 ()	[14. 1-F1]
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
		腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
		することができる設計。
	安全機能を有する施設	7 3 2 27 12 3 3 3 1 1 1
		[14. 2-F1]
		安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
		維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
		た設計。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	The second secon	

表ト-2-3 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基		[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
準に基づ	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置 含む。)を講じる管理。
添作	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\square \vdash 2-1-1$

		許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	可との対応	施設名称	保管廃棄設備
•			(6158)
設備・機器名称 機器名			保管廃棄設備 。 廃棄物保管区域
変更内容			変更なし
設置	置場所		第1加工棟 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
員数	<u></u> 汝		1
	型式		_
_	主要な構造材		_
般	寸法 (単位:m)		概略寸法: L L L L X L L W
仕	その他の構成機器		_
様	その他の性能		保管廃棄能力: ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント で明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質	「の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質	ぼの臨界防止	_
技術基	安全機能を有する施設の地盤		[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され た第1加工棟の土間に設置する設計。
準		5損傷の防止	
K	津波による損傷の防止		
基	外部からの衝撃による損傷の防止		
づく	加工施設への人の不法な侵入等の 防止		
仕様	閉じ込めの機能		[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の 金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等によ	こる損傷の防止	_
	加工施設内における溢水による損 傷の防止		_
	安全避難通	鱼路等	
	安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。
			安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に 維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し た設計。
	材料及び構	靠 造	
	搬送設備		<u> </u>
		重の貯蔵施設	<u> </u>
	警報設備等		_
	放射線管理施設		

表トー2-4 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基		[20.1-F1] 保管廃棄設備 の保管廃棄能力を有する設計。	
	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物 以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区	
づづ		域を床面にペイントで明示する設計。	
<	核燃料物質等による汚染の防止	_	
仕	遮蔽	_	
様	換気設備	_	
	非常用電源設備	_	
	通信連絡設備	_	
		[99-F5]	
その	り他許可で求める仕様	200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策(固縛措置を含む。)を講じる管理。	
添作	寸図	$\square \vdash 2 - 1 - 1$	

表 1 - 2 - 5 保管廃棄設備 2 - 2 - 2 - 2 - 廃棄物保管区域 仕様

		原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	」との対応 許可番号 (日付) 按記点数	
	施設名称 施設名称	保管廃棄設備
 設備	請・機器名称	{6159}
1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	保管廃棄設備
		廃棄物保管区域
変更	更内容	改造 (廃棄物保管区域の形状を変更する。)
		①保管区域の形状変更
設置	置場所	第1加工棟
員数	女	1
	型式	_
	主要な構造材	_
般		概略寸法:西側区域 約 1 1 × 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
仕	寸法(単位:m)	東側区域 約 L · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
様	その他の構成機器	- A M E M A M E M A M E M A M E M E M E M
1.21	し シ 川西 シ 川青 月 文 1 及 有臣	保管廃棄能力:
	その他の性能	管廃棄する。
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント
		で明示する。
		■ (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	_
技		[5. 1-F1]
術	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基		た第1加工棟の土間に設置する設計。
準	地震による損傷の防止	-
に	津波による損傷の防止	_
基	外部からの衝撃による損傷の防止	
づ	加工施設への人の不法な侵入等の	
<		_
仕	防止	[10 1 70]
様	HE 1921 A CO LOW AND	[10.1-F3]
""	閉じ込めの機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
	Letter and the second	金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	_
	加工施設内における溢水による損	_
	傷の防止	
	安全避難通路等	_
		[14. 1-F1]
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
		腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	. I. & Ide No. 3. A. 3 It H	することができる設計。
	安全機能を有する施設	
		[14. 2-F1]
		安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
		維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
		施行するための保可及び修座ができるように、これのの作業性を考慮した設計。
	ナナギ 及て営株工生	/CDX日10
	材料及び構造	
	搬送設備	
	[_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
لــــــا	7-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	I

表トー2-5 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術		[20. 1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
基準に基づ	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。
添作		図ト $-2-1-1$

		果設佣 ┗
許良	可との対応 許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
施設名称		保管廃棄設備
設布	備・機器名称	{6160}
	幾器名	保管廃棄設備
	· 	廃棄物保管区域
$\overline{}$	更内容	<u>変更なし</u>
	置場所	第1加工棟
員数		1
	型式	_
-	主要な構造材	_
	寸法 (単位:m)	概略寸法:約【L×【』 W
仕	その他の構成機器	_
様		保管廃棄能力:
		ドラム缶(200 L 缶、1 段置き)で保管廃棄する。
	その他の性能	保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント
		で明示する。
		■ (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	_
技		[5.1-F1]
術	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基		た第1加工棟の土間に設置する設計。
準	地震による損傷の防止	_
に	津波による損傷の防止	_
基	外部からの衝撃による損傷の防止	_
づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の	_
	防止	
		[10. 1-F3]
	 閉じ込めの機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR	金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	_
	加工施設内における溢水による損	_
	傷の防止	
	安全避難通路等	_
	7, 12, 13, 12, 13	[14. 1-F1]
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
		腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
		することができる設計。
	安全機能を有する施設	7 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
		[14. 2–F1]
		安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
		維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
		た設計。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	NAME OF THE PERSON OF T	

表ト-2-6 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様(続き)

技術基		[20.1-F1] 保管廃棄設備 <u>廃棄物保管区域では、</u> の保管廃棄能力を有する設計。
準に基づ	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置 含む。)を講じる管理。
添作	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	図ト $-2-1-1$

	衣トー2ー	
許可	」との対応 許可番号	
	たの対心 施設名称	
設備・機器名称 機器名		【6161】 保管廃棄設備 工工工工工工工工 廃棄物保管区域
変更	巨内容	変更なし
設置	置場所	第1加工棟
員数		1
	型式	_
	主要な構造材	_
般 仕	寸法 (単位:m)	概略寸法:西側区域 約 ♣ L × ♣ A B B B B B B B B B B B B B B B B B B
様	その他の構成機器	_
	その他の性能	保管廃棄能力: 『ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備』 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 『(200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防	
技術基	安全機能を有する施	[5.1-F1] 設の地盤 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の床に設置する設計。
	地震による損傷の防	止 <u>一</u>
	津波による損傷の防	止 —
	外部からの衝撃によ	る損傷の防止
づく	加工施設への人の不 防止	法な侵入等の ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
住 様	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の 金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の	防止 —
	加工施設内における 傷の防止	溢水による損 一
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施	
		[14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施	設 <u>—</u>
	警報設備等	
l İ	放射線管理施設	_

表トー2-7 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術		[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 原棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
基準に	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物
基づ		以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	つ他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置 含む。)を講じる管理。
添作	寸図	図ト $-2-1-1$

	11		表故佣。
許可	との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	- / • / •	施設名称	保管廃棄設備
設備・機器名称			{6162}
機器名			保管廃棄設備
			廃棄物保管区域
変更	内容		改造(保管廃棄能力を から に変更する。(保管廃棄能
			力を変更するが工事は行わない。))
設置	場所		第1加工棟
員数			1
	型式		
— [主要な構造		_
般	寸法(単位	Z : m)	概略寸法:約 💆 "L× 💆 " "
	その他の構		_
様上	C 12 LL 12	1797X 179X HH	保管廃棄能力:
			ドラム缶(200 L 缶、3 段積み以下)及び大型金属容器(1 段置き)で保
			管廃棄する。
1.	その他の性	能	保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント
			で明示する。 ■ (200 L ドラム缶)の放射性廃棄物を収納する。
-	核燃料物質	たの仕能	放射性固体廃棄物
_			<u> </u>
	核燃料物質	近の臨界防止	
技	A 100 614 3	1. 3 ₩ 11H = 14.4H	[5.1-F1]
	女全機能を	すする施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第1加工棟の土間に設置する設計。
` ⊢		損傷の防止	_
		損傷の防止	
基	外部からσ	衝撃による損傷の防止	
づけ	加工施設へ	-の人の不法な侵入等の	
<	防止		
仕上			[10. 1-F3]
様	閉じ込めの)機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
			金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
Γ.	火災等によ	こる損傷の防止	_
- [加工施設内	Rにおける溢水による損	_
Į,	傷の防止		
	安全避難通		
F	21 11 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	28H -1	[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
			することができる設計。
:	安全機能を	:有する施設) 2 C C N C C 2 K H ! !
			[14. 2-F1]
			安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
			維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
			た設計。
 	材料及び構	以生.	
		†但	
	搬送設備		-
-		「の貯蔵施設	<u> </u>
	警報設備等		-
	放射線管理	E.他 設	-

表トー2-8 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術		[20.1-F1] 保管廃棄設備 の保管廃棄能力を有する設計。
基準に基づ	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。
添作	寸図	

	10	T	表故佣
許可	「との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	7,70	施設名称	保管廃棄設備
設備・機器名称			{6163}
機器名			保管廃棄設備
			廃棄物保管区域
変更	[内容		改造(保管廃棄能力を から に変更する。(保管廃棄能
			力を変更するが工事は行わない。))
設置	場所		第1加工棟
員数	ζ		1
	型式		
- - [主要な構造		_
般	寸法(単位	Z:m)	概略寸法:約 L L×L L*
	その他の構		<u> </u>
様	C -> [C ->]].	1/2/X1/3X HH	保管廃棄能力:
			ドラム缶 (200 L 缶、3段積み以下)及び大型金属容器 (1段置き)で
			保管廃棄する。
	その他の性	上能	保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイント
			で明示する。
			■ ■ (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
-	核燃料物質	テの比較	
			放射性固体廃棄物
++-	核燃料物質	ぼの臨界防止	
技	A 100 61a 3	1. 3 - 11H - 14.4H	[5.1-F1]
	女全機能を	すする施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第1加工棟の土間に設置する設計。
, F		5損傷の防止	_
		5損傷の防止	
基	外部からの)衝撃による損傷の防止	
づし	加工施設へ	への人の不法な侵入等の	
<	防止		
仕			[10. 1-F3]
様	閉じ込めσ)機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
			金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等によ	こる損傷の防止	_
		Nにおける溢水による損	
	傷の防止		
ŀ	安全避難通		
ŀ	<i>y</i> (<u></u> ,,,,,,	-20 1	[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
			することができる設計。
	安全機能を	と有する施設) 2 C C (O K II)
			[14. 2-F1]
			安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に
			維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮し
			た設計。
}	材料及び構	<u> </u>	
		* P.C.	_
-	搬送設備	たの的体状部	
-		近の貯蔵施設	_
ļ	警報設備等		-
	放射線管理	E.他 段	_

技術基	rb-2544-11.	[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。
準に基づ	廃棄施設	[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる管理。 大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。
添作	才 図	図ト $-2-1-1$

黄色マーカー: 次回以降申請する安全機能(機能性能等) について記載しているもの

緑色マーカー:本申請範囲の安全機能の確認を行うが、次回以降申請にて全体の確認を行う安全機能について記載しているもの

青色マーカー: 工事の方法について記載しているもの 灰色マーカー: 該当しない理由について記載しているもの

二重取消線 :他の設備で申請する安全機能について説明しているもの

その他:位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

表チー2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

		許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	「との対応	施設名称	
設備・機器名称			{7008} ガンマ線エリアモニタ
核	 と器名		
			検出器
			移設(第1加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器 2 台の うち に設置している 1 台を、建物の耐震補強工事
			うち に設置している 1 台を、建物の耐震補強工事
変り	[内容		と干渉するため同室内で移設し、第1加工棟の壁への固定を行う。 に設置している他の1 台については、変更はない。))
			■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ に設置している他の1台については、変更はない。))
			①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設
	置場所		第1加工棟
員数			2 台(各設置場所に1 台ずつ)
	型式		半導体式
	主要な構造	£++	検出器本体:ABS 樹脂
般	土安は特定	21/1	アンカーボルト:鋼
仕	寸法(単位	Z: mm)	概略寸法:
様	その他の様	非成機器	_
	その他の性		測定範囲 (μ Sv/h)
	核燃料物質		
		重の臨界防止	_
 技	45/66/11/07 5	6 < 2 MH 21. 12. 17.	[5. 1-F1]
術	左 会 後半さ	さ有する施設の地盤	- 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基	女主放形で	1年9分地政の地強	女主機能を有する過数を「力に文持することがくさる地盤に改置された第1加工棟の壁に固定する設計。
準			
単に	地震による	5損傷の防止	[6.1-F1]
基	V4 V4 1 - 1 - 7		耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁に固定する設計。
		損傷の防止	
1 1		衝撃による損傷の防止	
< <u></u>		への人の不法な侵入等の	_
仕 様	防止	Late A.L.	
採	閉じ込めの)機能	
			[11. 3-F1]
			アンカーボルトを不燃性材料である鋼製とする設計。
			アンカーボルトの材料を別表チー2-1-1に示す。
	火災等によ	にる損傷の防止	
			[11. 3–F2]
			分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。
			配線用遮断器の結線図を図リー4-1-6に示す。
		羽における溢水による損	_
	傷の防止		
	安全避難通	通路等	-
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	ウム**********	、七十2七郎	することができる設計。
	女王機能を	で有する施設	
			[14. 2-F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業
			性を考慮した設計。
	材料及び様	事 告	<u>—</u>
	搬送設備	4 ~ <u>~</u>	_
		 〔の貯蔵施設	_
	少然们们	ミマンド 1 /中央/7世刊人	

表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様(続き)

技術基準に基	警報設備等	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 $(500~\mu\mathrm{Sv/h})$ に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 $(ガンマ線エリアモニタ)$ (1)により警報を発する設計。 なお、放射線監視盤 $(ガンマ線エリアモニタ)$ は、次回以降の申請で適合性を確認する $(別表チー2-1-2)$ 。
づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 $(500~\mu\mathrm{Sv/h})$ に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 $(ガンマ線エリアモニタ)$ ⁽¹⁾ により警報を発する設計。 なお、放射線監視盤 $(ガンマ線エリアモニタ)$ は、次回以降の申請で適合性を確認する $(別表チー2-1-2)$ 。
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	[24.2-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、バッテリを内蔵する設計。 [24.2-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、非常用電源設備 No.1 非常用発電 機 ⁽²⁾ 、非常用電源設備 No.2 非常用発電機 ⁽²⁾ に接続し、外部電源が喪失 しても動作可能な設計。
	通信連絡設備	_
その	 D他許可で求める仕様	_
添付図		図チ $-2-1-1$ 、図チ $-2-1-2$ 、図リ $-4-1-6$

- (1) 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)は、次回以降の申請で適合性を確認するが、ガンマ線エリアモニタ 検出器の安全機能の確認は、既存の放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)で行う。また、放射線監視盤(ガ ンマ線エリアモニタ)の適合性確認までの間は、既存の放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)に接続し、安 全機能を維持する。
- (2) 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機は、次回以降の申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。

黄色マーカー:次回以降申請する安全機能(機能性能等)について記載しているもの

緑色マーカー:本申請範囲の安全機能の確認を行うが、次回以降申請にて全体の確認を行う安全機能について記載しているもの

青色マーカー: 工事の方法について記載しているもの 灰色マーカー: 該当しない理由について記載しているもの

二重取消線 :他の設備で申請する安全機能について説明しているもの

その他:位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

表リー2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許同	可との対応	施設名称	遮蔽壁 No. 1
			{1008}
建华	か・構築物名	名称	遮蔽壁
	1112/01/01	H 13	遮蔽壁 No. 1
建物	か・構築物の	 D区分	本体
_	<u> </u>		変更なし
	量場所		第1加工棟
員数			1 基
7 127	型式		自立型
_	主要な構造		別表リー2-1-2に示す。
般	寸法(単位	½:mm)	(遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 全体)
仕	その他の構		_
様	その他の性	生能	_
	核燃料物質	重の状態	_
	核燃料物質	質の臨界防止	_
技	<i>p</i> 3		[5. 1-B1]
術			- 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐
基			震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎
準			の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。
に			
基			・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤(人工盛土)に直
づ			接支持させる。
<	安全機能を	と有する施設の地盤	• 基礎構造 直接基礎
仕			・地盤の許容応力度
様			i
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、加工事業変更許可申請書(平成 30 年 3 月 28
			日付け原規規発第1803284号)に示すように、液状化のおそれがなく、耐
			震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽
			壁 遮蔽壁 No. 1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
			[6.1-B1]
	106年)ま たっ	1 4 /	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の耐震重要度分類を第1類(割増係数1.5)とし、
	地震による 	る損傷の防止	耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度
			が、短期許容応力度を超えない設計。
	Manda) = 1, 7	1 担准页际 1	遮蔽壁 遮蔽壁 No.1の構造を別表リー2-1-1に示す。
		る損傷の防止 の衝撃による損傷の防止	(1)
		▽側拳による損傷の <u>的に</u> への人の不法な侵入等の	
	加工施設。 防止	>の人の小伝な反八寺の	_
	閉じ込めの	となって	
	и) СМ«Л«.	/10人目じ	[11. 3-B1]
			[11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三
	火災等によ	よる損傷の防止	
			使用する材料を別表リー2-1-2に示す。
	加丁烯製品	内における溢水による損	以/ロテ 3044年でかりな /
	加工施設ド 傷の防止	11~4017、公1冊/ハ1~み 公1月	_
	安全避難追		_
		프 완료 시	[14. 1-B1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
	安全機能な	と有する施設	準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
		- 11 / ONERV	腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
			することができる設計。
	1		/ W = C// C W BY HID

表リー2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様(続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設 材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止	□ 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		[22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する設計。
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	_
添有	·	$\boxed{ \ensuremath{\mathbb{Z}} \ensuremath{\mathbb{Y}} - 2 - 1 - 1 \sim \ensuremath{\mathbb{Z}} \ensuremath{\mathbb{Y}} - 2 - 1 - 2}$

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成 13 年国土交通省告示第 1113 号に基づく試験を行い確認。

表リー2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様

許可	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
F .		施設名称	遮蔽壁 No. 4
			{1011}
建物・構築物名称			遮蔽壁
			遮蔽壁 No. 4
建物	か・構築物⊄	D区分	本体
変貝	見内容		変更なし
⇒几 马	프셔크다		第1加工棟
取	置場所		
員数	女		1 基
	型式		自立型
<u> </u>	主要な構造	<u></u>	別表リー2-2-2に示す。
般	寸法(単位	Z:mm)	(遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 全体)
仕	その他の様		—
様	その他の性	上能	_
	核燃料物質	重の状態	_
		重の臨界防止	_
技	12 (7)(((1 1 2 2)	C - Hall / 1/2	[5. 1-B1]
が、振準に			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。
基づ	and a felt of a 2		・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤(人工盛土)に直接支持させる
<	安全機能を	と有する施設の地盤	・基礎構造 直接基礎
仕			・地盤の許容応力度
様			<u>.</u>
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、加工事業変更許可申請書(平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号)に示すように、液状化のおそれがなく、耐 震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽 壁 遮蔽壁 No. 4 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による	5損傷の防止	[6.1-B1] 遮蔽壁 No.4の耐震重要度分類を第1類(割増係数1.5)とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4の構造を別表リー2-2-1に示す。
	津波による	5損傷の防止	_
	かかなぐ か)衝撃による損傷の防止	(1)
			··/
		への人の不法な侵入等の	_
	防止	> +6% -445	
	閉じ込めの	/ 授能	
	火災等によ	こる損傷の防止	[11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)を使用する設計。 使用する材料を別表リー2-2-2に示す。
	傷の防止	マにおける溢水による損 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
	安全避難通	通路等	_
	安全機能を	☆有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。

表リー2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様 (続き)

_	ı	
技術基	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
準	材料及び構造	_
に	搬送設備	_
基	核燃料物質の貯蔵施設	_
づ	警報設備等	_
<	放射線管理施設	_
仕	廃棄施設	_
様	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ−2−1−5 3) ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の遮蔽機能としての仕様(設計確認値) [22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する設計。
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	_
添作	寸 図	$y - 2 - 2 - 1 \sim y - 2 - 2 - 2$

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成 13 年国土交通省告示第 1113 号に基づく試験を行い確認。

表リー3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様

			3 — 1 - 例 设 堂 -
		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	可との対応	 施設名称	防護壁 No. 1
		旭以石柳	防護壁 No. 2
			{1012}
建物・構築物名称			防護壁
			防護壁 No. 1 ⁽¹⁾
建物	勿・構築物⊄	D区分	本体
ale e	r do do		新設(竜巻対策のために第1加工棟北側に新設する。)(別表リー3-1-
変 5	 更内容		1に示す構造とする。)
設置	置場所		第1加工棟 北側屋外
員数	<u> </u>		1 基
230	型式		自立型、コンクリート充填扉付き
_			鉄筋コンクリート壁、コンクリート充填扉
般	主要な構造		別表リー3-1-2に示す。
仕			(防護壁 防護壁 No. 1 全体)
様			西壁
	寸法(単位	Z:mm)	東壁
			コンクリート充填扉
	その他の様	 表式機哭	——————————————————————————————————————
	その他の性		_
	核燃料物質		_
	A 7111 1 1 1 1 2	での原列の でのには でのには、 でのには、 でのには、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	_
技	4次从2个1700 层	₹ △ ン は辿りとおり エア	[5. 1-B1]
術基準に基づく仕様	安全機能を	₹有する施設の地盤	防護壁 防護壁 No. 1 (コンクリート充填扉を含む) は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No. 1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値 30 以上の洪積層である大阪層群(泉南累層)とする設計。 ・支持方法 N値 30 以上の洪積層(粘土層及び砂層)に杭基礎で支持させる ・杭材料 ・杭先端深さ (12) ・
		6損傷の防止	[6.1-B1] 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む)の耐震重要度分類を第1類(割増係数1.5)とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 ○構造・寸法を図リー3-1-2から図リー3-1-8に示す。
	津波による	5損傷の防止	(2)
	外部からの)衝撃による損傷の防止	[8.1-B2] (竜巻) 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号) に示すように設計竜巻(F1、最大風速49 m/s) による竜巻荷重を上回る強度を有し、設計竜巻に伴う飛来物(プレハブ) による損傷が生じない設計。

表リー3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
技		○防護壁 防護壁 No. 1(コンクリート充填扉を含む)を新設 ・位置
術		 配置を図リー3-1-1に示す。
基準		・構造・寸法 構造・寸法を図リー3-1-2から図リー3-1-8に示す。
に		·材料
基づ		主な材料を別表リー3-1-1に示す。
く仕		(落雷) ⁽³⁾
様		(極低温) ⁽⁴⁾
		(降下火砕物) ⁽⁵⁾
		(積雪) ⁽⁶⁾
	外部からの衝撃による損傷の防止	(生物学的事象) ⁽⁷⁾
		(航空機落下) ⁽⁸⁾
		(森林火災、外部火災) [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表リ-3-1-3に示す。(9) (電磁的障害) —(10)
	加工施設への人の不法な侵入等の 防止	_
	閉じ込めの機能	<u> </u>
	火災等による損傷の防止	[11.3-B1] 防護壁 No.1の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)を使用する設計。 使用する材料を別表リー3-1-2に示す。
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	——————————————————————————————————————
	安全避難通路等	_
	•	

表リー3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様(続き)

技術基準に基づく仕	安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
様	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	核燃料物質等による行業の例正	[22, 1-B1]
	遮蔽	加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53) ○防護壁 防護壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)・壁厚さ:・壁長さ・壁長さ・
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-B4] 防護壁 No.1 は F3 風荷重で損傷することなく、トラックウィング車の衝突で倒壊せず、第1加工棟をトラックウィング車から防護する設計。
添作	寸図	
(1)	加丁重業亦再許可由詩書に示して	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- (1) 加工事業変更許可申請書に示していた防護壁 No. 1、防護壁 No. 2 は基礎を共有する構築物とすることとしたため、本設工認ではこれらをあわせて防護壁 防護壁 No. 1 として申請する。本設工認における防護壁 防護壁 No. 1 は地上部に2つの壁を有する構造であり、加工事業変更許可申請書に記載した第1加工棟の竜巻対策としての防護壁の安全設計方針(2つの壁により竜巻防護する)から変更はない。
- (2) 本加工施設の敷地は標高約48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (3) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第 1 項 第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要な い。
- (4) 防護壁 防護壁 No. 1 は壁と扉のみの構造であり、極低温の影響を受けるおそれはない。
- (5) 防護壁 防護壁 No.1 に屋根はないため、火山活動 (降下火砕物) の影響を受けるおそれはない。
- (6) 防護壁 防護壁 No.1 に屋根はないため、積雪の影響を受けるおそれはない。

- (7) 防護壁 防護壁 No.1 は壁と扉のみの構造であり、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が10⁷(回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。
- (9) 防護壁 防護壁 No. 1 は航空機落下火災の評価対象に該当しない。
- (10) 防護壁 防護壁 No. 1 はインターロックを有しておらず、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 防護壁 防護壁 No. 1 は一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。防護壁 No. 1 と町道の位置関係を示したものを図 $\sim 2-1-5$ 5 に示す。
- (12) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。

表リー4-1 非常用設備

	設備・機器名称	夜り一4-1	技術基準に					
設置場所	設備・機器名 機器名	汎用部品	基づく仕様	員数	変更内容	添付図		
第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 ⁽¹⁾	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	安全避難通 路等	1式(15台)	改造(全数取 替え)			
第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 ⁽¹⁾	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	安全避難通 路等	1式 (47 台)	改造(一部取替え、追加、残り再据付け)			
第1加工棟	[8035] 緊急設備 避難通路	避難通路表 示	安全避難通 路等	1 式	新設	図リー4ー 1-1		
第1加工棟	[8007-7] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカ)) ^{(1) (5)}	器具本体 (ス ピーカ)、配 線	通信連絡設 備等	1式 (10 台)	改造(全数取 替え)	図		
第1加工棟	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設 備(アンプ)) ⁽¹⁾⁽⁵⁾	器具本体 (ア ンプ、バッテ リ、マイク)、 配線	通信連絡設 備等	1式 (1台)	改造(再据付 け)			
第1加工棟	[8007-8] 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内 携帯電話機 (PHS アンテ ナ)) ^{(1) (5)}	器 具 木 体 (PHS アンテ ナ)、配線、所 内携帯電話 機 (PHS)	通信連絡設 備等	11 (5 日)	改造(一部取替え・追加、残り再据付け)	図リー4- 1-2 図リー4- 1-8		
第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器) ⁽¹⁾	器具本体、配 線	火災等によ る損傷の防 止	: 27 台 煙 感 知 器 (スポット 型) : 35 台	改造(一部取 替え・型式変 更、残り再据 付け)	1-3 図リ-4- 1-9		
第1加工棟	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	受信機本体、 バッテリ、配 線	火災等によ る損傷の防 止	1 式 [受信機:1] 台 (P 型受 [信機)	改造 (再据付け)			
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等によ る損傷の防 止	1 式 ABC 粉末消 火器 10 型 : 20 本 ABC 粉末消 火器 20 型 : 13 本 ABC 粉末消 火器 50 型 : 2 本	増設 (1 本撤 去、3本増設)	1-4		
屋外	{8012-3} 消火設備 屋外消火栓 ⁽¹⁾⁽²⁾	屋外消火栓	火災等によ る損傷の防 止	工式	仮移設(1 台) ^④			
屋外	{8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管 ^{(1) (2)}	屋外消火栓 配管	火災等によ る損傷の防 止	1式	仮移設 (3 箇 所) ⁽³⁾	図		
(1) 耐雲重要度分類第3類とする								

⁽¹⁾ 耐震重要度分類第3類とする。

- (2) 消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は凍結防止のため、地上露出部に断熱材を巻く措置を講じる。
- (3) 第1加工棟の を撤去する工事及び隣接一般建物の外壁補強工事を実施するに当たって、 干渉する既設の消火設備 屋外消火栓配管の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、消火 設備 屋外消火栓配管を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための 措置(消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えること)を講じる。仮移設した消火設備 屋外消火栓配管 は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確 認する。
- (4) 加工施設に関係する消火設備 屋外消火栓は6 台(消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13)であり、このうち、第1加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は4 台(消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11)である。本申請に係る防護壁 防護壁 No. 1 の設置工事を実施するに当たって、干渉する消火設備 屋外消火栓の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、消火設備 屋外消火栓(消火栓 No. 6)の仮移設を行う。なお、消火設備 屋外消火栓(消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13)は、次回以降の申請で適合性を確認する。
- (5) 多様性を備えた所内通信連絡設備は、所内通信連絡設備(放送設備)と所内通信連絡設備(所内携帯電話機) の2種類になる。